

使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八メガチップであつて、かつ、その空中線電力が一六〇ワット以下のもの

十一の六の二 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

十一の六の三 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八メガチップのもの

十一の六の四 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

十一の六の五 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八メガチップのもの

十一の七 設備規則第四十九条の六の五においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

十一の八 設備規則第四十九条の六の五においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八メガチップのもの（次号に掲げるものを除く。）

十一の八の二 設備規則第四十九条の六の五においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が毎秒一・二二八メガチップのもののうち、二又は三の搬送波を同時に送信するもの

十一の九 設備規則第四十九条の六の五第一項においてその無線設備の条件が定められている時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（設備規則第十四条の表十一の項（六）に規定する無線

局をいう。以下同じ。〕に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップであつて、その空中線電力が二六〇ワット以下のもの

十一の十 設備規則第四十九条の六の五第一項においてその無線設備の条件が定められている時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップであつて、その空中線電力が二〇ワット以下のもの

十一の十二 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

十一の十三 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの

十一の十四 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの

十一の十五 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの

十一の十六 設備規則第四十九条の六の六においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップ又は毎秒七・六八メガチップのもの

十一の十七 設備規則第四十九条の六の六においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、拡散符号速度が毎秒一・二八メガチップのもの

十一の十八 設備規則第四十九条の六の六においてその無線設備の条件が定められている時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を

行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局（設備規則第十四条の表十二の項（二）に規定するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップ又は毎秒七・六八メガチップであつて、その空中線電力が一二〇ワット以下のもの）

十一の十四 設備規則第四十九条の六の六においてその無線設備の条件が定められている時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒一・二八メガチップであつて、その空中線電力が一二〇ワット以下のもの

十一の十五 設備規則第四十九条の六の七においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の十六 設備規則第四十九条の六の七においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

十一の十七 設備規則第四十九条の六の八においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の十八 設備規則第四十九条の六の八においてその無線設備の条件が定められている時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

十一の十九 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の十九の二 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の十九の三 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第六項においてその無線設備の条

件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の二十 設備規則第四十九条の六の九第一項においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備のうち、その空中線電力が一六〇ワット以下のものであつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセント以内のもの

十一の二十の二 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセント以内のもの

十一の二十の三 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセント以内のもの

十一の二十の四 設備規則第四十九条の六の九第一項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、その空中線電力が一六〇ワット以下のものであつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセントを超えるもの

十一の二十の五 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセントを超えるもの

十一の二十の六 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備であつて、占有周波数帯幅の許容値の範囲内において同時に送信できる電波の周波数の範囲が占有周波数帯幅の許容値の九〇パーセントを超えるもの

十一の二十一 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の二十一の二 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の二十二 設備規則第四十九条の六の十においてその無線設備の条件が定められているシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動中継局に使用するための無線設備

十一の二十三 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十四 設備規則第四十九条の六の十第一項及び第六項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十五 設備規則第四十九条の六の十一においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの

十一の二十六 設備規則第四十九条の六の十一においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの

十一の二十七 設備規則第四十九条の六の十一においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、送信バースト長が五ミリ秒のもの

十一の二十八 設備規則第四十九条の六の十一においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局に使用するための無線設備又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備であつて、送信バースト

長が九一一・四四マイクロ秒、九六三・五二マイクロ秒、一、〇一五・六マイクロ秒又は一、〇六七・六八マイクロ秒の自然数倍の値のもの

十一の二十九 設備規則第四十九条の六の十二第一項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の三十 設備規則第四十九条の六の十二第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の三十一 設備規則第四十九条の六の十二第二項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の三十二 設備規則第四十九条の六の十二第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十一の三十三 設備規則第四十九条の六の十三においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の三十四 設備規則第四十九条の六の十三においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十二 アマチュア局（人工衛星に開設するアマチュア局及び人工衛星に開設するアマチュア局の無線設備を遠隔操作するアマチュア局を除く。）に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下（五四MHz以下の周波数の電波を使用するものについては、二〇〇ワット以下）のもの

十三 小電力セキュリティシステムの無線局（施行規則第六条第四項第三号に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備

十四 設備規則第四十九条の十八第一号においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一〇ワット以下のもの

十五の三 設備規則第四十九条の十九第三項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

十六 五四MHzを超え七四・六MHz以下、一四二MHzを超え一六九MHz以下又は三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するテレメータ用固定局の無線設備及び同報通信方式の固定局を通信の相手方とする単信方式の固定局のうち、他の固定局によつてその送信が制御されるものの無線設備であつて空中線電力が一〇ワット以下のもの（第三十八号に掲げるものを除く。）

十七 六一・七九MHzの周波数の電波を使用する非常警報用固定局の無線設備であつて空中線電力が五〇ワット以下のもの

十八 設備規則第五十八条の二の六の二においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が〇・五ワット以下のもの

十九 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局（施行規則第六条第四項第四号に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備（第十九号の二の二に掲げるものを除く。）

十九の二 二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局のうち、屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置に使用するための無線設備

十九の二の三 二、四七一MHz以上二、四九七MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局のうち、屋外で使用する模型飛行機の無線操縦の用に供する送信装置に使用するための無線設備

十九の三 設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（第七十八号に掲げるものを除く。）

十九の四 設備規則第四十九条の二十第五号においてその無線設備の条件が定められている

小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備

十九の四の二 設備規則第四十九条の二十六号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備（次号に掲げるものを除く。）

十九の四の三 設備規則第四十九条の二十六号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が一〇ミリワット以下のもの

十九の五 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの基地局及び携帯基地局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）

十九の六 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの基地局及び携帯基地局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価平方輻射電力の上限値が〇・ニマイクロワットのもの

十九の七 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動中継局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）

十九の八 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動中継局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価平方輻射電力の上限値が〇・ニマイクロワットのもの

十九の九 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備（次号に掲げるものを除く。）

十九の十 設備規則第四十九条の二十一第一項においてその無線設備の条件が定められている五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備であつて、同項第十一号に規定する等価平方輻射電力の上限値が〇・ニマイクロワットのもの

十九の十一 設備規則第四十九条の二十一第二項においてその無線設備の条件が定められて

いる五GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局及び携帯局の無線設備

二十 削除

二十の二 設備規則第四十九条の七の三においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又はデジタル指令局（設備規則第三条第六号に規定するデジタル指令局をいう。）に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの

二十の三 設備規則第四十九条の七の四においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は高度MCA制御局（同規則第三条第六号の二に規定する高度MCA制御局をいう。以下同じ。）の試験のための通信等を行う無線局（高度MCA制御局と送信装置を共用するものを除く。）に使用するための無線設備

二十の四 設備規則第四十九条の七の四においてその無線設備の条件が定められている高度MCA制御局又は高度MCA制御局の試験のための通信等を行う無線局（高度MCA制御局と送信装置を共用するものに限る。）に使用するための無線設備

二十一 設備規則第四十九条の八の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備

二十一の二 設備規則第四十九条の八の二の二においてその無線設備の条件が定められている時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備

二十一の三 設備規則第四十九条の八の二の三においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局に使用するための無線設備

二十二 PH Sの陸上移動局（施行規則第六条第四項第六号に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備

二十三 設備規則第四十九条の八の三第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められているPH Sの基地局に使用するための無線設備

二十三の三 PH Sの通信設備の試験のための通信等を行う無線局（設備規則第四十九条の八の三に規定する無線局をいう。以下同じ。）に使用するための無線設備

二十四 設備規則第五十八条の二の七においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備

二十五 設備規則第五十七条の二の二第一項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの

二十五の二 設備規則第五十七条の二の二第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの

二十五の三 設備規則第五十七条の二の二第一項から第三項までにおいてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの

二十五の四 設備規則第五十七条の三の二第一項においてその無線設備の条件が定められている単一通信路の基地局及び携帯基地局並びに陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの

二十五の五 設備規則第五十七条の三の二第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの

二十五の六 設備規則第五十七条の三の二第一項から第三項までにおいてその無線設備の条件が定められている陸上移動局及び携帯局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五〇ワット以下のもの

二十六 設備規則第四十八条の二においてその無線設備の条件が定められている車両感知用無線標準陸上局に使用するための無線設備

二十七 設備規則第四十九条の二十二においてその無線設備の条件が定められている道路交通情報通信を行う無線局に使用するための無線設備

二十八の二 設備規則第四十九条の二十三第二号においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備

二十八の二の二 設備規則第四十九条の二十三の二においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備

二十八の二の三 設備規則第四十九条の二十三の三においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備

二十八の二の四 設備規則第四十九条の二十三の四においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備

二十八の二の五 設備規則第四十九条の二十三の五においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備

二十八の二の六 設備規則第四十九条の二十三の六においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備

二十八の三 設備規則第四十八条第一項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのリーダー（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないもの及び次号に掲げるものを除く。）

二十八の四 設備規則第四十八条第一項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのリーダーであつて、施行規則第三十一条第二項第一号から第四号までに掲げるものに替えて半導体素子を使用するもの（船舶安全法第二条の規定に基づく命令により船舶に備えなければならないものを除く。）

二十九 設備規則第四十八条第三項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのリーダーであつて、その空中線電力が五キロワット未満のもの（次号に掲げるものを除く。）

二十九の二 設備規則第四十八条第三項においてその無線設備の条件が定められている船舶に設置する無線航行のためのリーダー（施行規則第三十一条第二項第一号から第四号まで

に掲げるものに替えて半導体素子を使用するものに限る。)であつて、その空中線電力が二〇〇ミリワット以下のもの

三十 設備規則第四十九条の二十四においてその無線設備の条件が定められているインマルサット携帯移動地球局に使用するための無線設備

三十の二 設備規則第四十九条の二十四の二においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備(二四・〇GHzを超え一四・五GHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)であつて、空中線の絶対利得が五〇デシベル以下のもの、かつ、その空中線電力が五〇ワット以下のもの

三十の三 設備規則第四十九条の二十四の三においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備三十の四 設備規則第四十九条の二十四の四においてその無線設備の条件が定められている携帯移動地球局に使用するための無線設備

三十一 設備規則第四十九条の二十五においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備であつて、その空中線電力が五ワット以下のもの

三十一の二 設備規則第四十九条の二十五の三第一項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備三十一の三 設備規則第四十九条の二十五の三第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

三十一の四 設備規則第四十九条の二十五の三第三項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

三十一の五 設備規則第四十九条の二十五の四においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

三十二 狭域通信システムの陸上移動局(施行規則第六条第四項第七号の狭域通信システムの陸上移動局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備

三十三 設備規則第四十九条の二十六第一項及び第三項においてその無線設備の条件が定められている狭域通信システムの基地局に使用するための無線設備

三十三の二 狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局(施行規則第六条第四項第七号の狭域通信システムの陸上移動局の無線設備の試験のための通信を行う無線局をいう。以下同じ。)に使用するための無線設備

三十四から三十七まで 削除

三十八 設備規則第五十八条の二の十二においてその無線設備の条件が定められている市町村デジタル防災無線通信を行う固定局に使用するための無線設備

三十九 設備規則第四十九条の十五第一項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

四十 設備規則第四十九条の十五第一項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備四十一 設備規則第四十九条の二十五の二の二第一項においてその無線設備の条件が定められている基地局、陸上移動中継局及び陸上移動局に使用するための無線設備

四十二 設備規則第四十九条の二十五の二の二第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

四十三 設備規則第四十九条の二十五の二の二第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局及び陸上移動中継局に使用するための無線設備四十四 設備規則第五十八条の二の六においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備

四十五 削除

四十六 設備規則第四十五条の二十一においてその無線設備の条件が定められている航空機地球局に使用するための無線設備

四十七 施行規則第四条の四第二項第二号に規定する超広帯域無線システムの無線局(以下「超広帯域無線システム」という。)に使用するための無線設備であつて、設備規則第四十九条の二十七第一項に規定する三・四GHz以上四・八GHz未満又は七・二五GHz以上一〇・二五GHz未満の周波数の電波を使用するもの

四十七の二 超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であつて、二四・二五GHz以上二九GHz未満の周波数の電波を使用するもの

四十七の三 超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であつて、設備規則第四十九条の二十七第三項に規定する七・五八七GHz以上八・四GHz未満の周波数の電波のみを使用するもの

四十七の四 超広帯域無線システムの無線局に使用するための無線設備であつて、設備規則第四十九条の二十七第四項に規定する七・二五GHz以上九GHz未満の周波数の電波のみを使用するもの

四十八 設備規則第五十八条の二の三の二においてその無線設備の条件が定められている一・五〇MHz帯の周波数の電波を使用する電気通信業務用固定局に使用するための無線設備

四十九 設備規則第四十九条の二十八においてその無線設備の条件が定められている直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシブシステムの基地局又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシブシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

五十 削除

五十一 設備規則第四十九条の二十八においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局(中継を行うものを除く。)に使用するための無線設備

五十二 削除

五十二の二 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十二の三 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十三 設備規則第四十九条の二十九においてその無線設備の条件が定められている時分割・直交周波数分割多元接続方式若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシブシステムの基地局又は時分割・直交周波数分割多元接続方式若しくは時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシブシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備

五十四 設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

五十四の二 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の三 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第六項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の四 設備規則第四十九条の二十九第一項、第七項及び第八項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

五十四の五 設備規則第四十九条の二十九の二においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の六 設備規則第四十九条の二十九の二においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

五十五及び五十六 削除

五十七 設備規則第三十七条の二十七の十及び第三十七条の二十七の十一においてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備(他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行うための無線設備に限る。)であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの

五十七の二 設備規則第三十七条の二十七の十から第三十七条の二十七の十一までにおいてその無線設備の条件が定められている標準テレビジョン放送又は高精細度テレビジョン放送を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備(受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。)であつて、その空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの

五十七の三 設備規則第三十七条の二十七の二十四及び第三十七条の二十七の二十五においてその無線設備の条件が定められているエリア放送を行う地上一般放送局に使用するための無線設備

五十七の四 設備規則第三十五条から第三十七条の二までにおいてその無線設備の条件が定められている超短波放送(デジタル放送を除く。)を行う地上基幹放送局に使用するための無線設備

の無線設備（受信障害対策中継放送を行うための無線設備に限る。）であつて、その空中線電力が〇・二五ワット以下のもの

五十八 設備規則第四十五条の三の四第三項においてその無線設備の条件が定められている簡易型船舶自動識別装置

五十九 F二B電波又はF三E電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電力が二五ワット以下の無線設備であつて、船舶局に使用するためのもの（次号に掲げるものを除く。）

六十 F二B電波又はF三E電波一五六MHzを超え一五七・四五MHz以下の周波数を使用する空中線電力が五ワット以下の携帯して使用するための無線設備であつて、船舶局に使用するためのもの

六十一 設備規則第四十九条の三十においてその無線設備の条件が定められている二〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う基地局若しくは携帯基地局又は二〇MHz帯広帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備（次号に掲げるものを除く。）

六十二 設備規則第四十九条の三十においてその無線設備の条件が定められている二〇MHz帯広帯域移動無線通信を行う陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備（次号に掲げるものを除く。）

六十三 設備規則第四十九条の三の二第二項及び第二項においてその無線設備の条件が定められている七〇MHz帯高度道路交通システムの固定局又は基地局に使用するための無線設備

六十四 設備規則第四十九条の二の二第二項及び第三項においてその無線設備の条件が

定められている七〇MHz帯高度道路交通システムの陸上移動局に使用するための無線設備

六十五 設備規則第四十九条の三十一においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備

六十六 設備規則第五十八条の二の十一においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備

六十七 設備規則第五十八条の二の五においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備

六十八 設備規則第四十五条の三の三においてその無線設備の条件が定められている携帯用位置指示無線標識

六十九 設備規則第四十九条の二の二五においてその無線設備の条件が定められている基地局又は陸上移動局に使用するための無線設備

七十 設備規則第五十八条の二の四第二項においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備

七十一 設備規則第五十八条の二の四の二においてその無線設備の条件が定められている固定局に使用するための無線設備

七十二 設備規則第四十九条の三十三においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局又は携帯局に使用するための無線設備

七十三 設備規則第四十九条の二の二第二項においてその無線設備の条件が定められている五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局に使用するための無線設備

七十四 設備規則第四十九条の二の二第二項においてその無線設備の条件が定められている五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局に使用するための無線設備

七十五 設備規則第四十九条の二の二第二項においてその無線設備の条件が定められている五・二GHz帯高出力データ通信システムの陸上移動局に使用するための無線設備

七十六 設備規則第四十五条の三の六においてその無線設備の条件が定められているVHFデータ交換装置であつて、船舶局に使用するもの

七十七 設備規則第四十五条の三の七においてその無線設備の条件が定められているデジタル船上通信設備

七十八 設備規則第四十九条の二十第三号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局（五・一五〇MHzを超え五・二五〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。）のうち自動車内に設置する無線局（自動車内に設置するものから制御を受けるものを除く。）に使用するための無線設備

七十九 設備規則第四十九条の二十第四号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であつて、その最大等価電力が二五ミリワット以下の無線設備

八十 設備規則第四十九条の二十四号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局に使用するための無線設備であつて、その最大等価電力が二五ミリワットを超え二〇〇ミリワット以下の無線設備（次号に掲げるものを除く。）

八十一 設備規則第四十九条の二十四号においてその無線設備の条件が定められている小電力データ通信システムの無線局（同号ルの技術基準が適用されるものに限る。）に使用するための無線設備であつて、その最大等価電力が二五ミリワットを超え二〇〇ミリワット以下の無線設備

法第三十八条の三十三第一項の特別特定無線設備は、次のとおりとする。

一 前項第七号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の七から第十一号の八の二まで、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十五、第十一号の十七、第十一号の十九から第十一号の十九の三まで、第十一号の二十一、第十一号の二十五、第十一号の二十六、第十一号の三十、第十一号の三十二、第十一号の三十四、第二十一号から第二十二号まで、第五十一号、第五十四号、第五十四号の四及び第五十四号の六に掲げる特定無線設備

二 前号に掲げる特定無線設備と同一の筐体に収められている前項第八号（設備規則第四十九条の十四第七号及び第十二号に規定する無線局に限る）、第十九号、第十九号の二、第十九号の三、第十九号の四、第二十八号の二の三、第四十七号の三、第四十七号の四、第七十五号及び第七十九号から第八十一号までに掲げる特定無線設備

第二章 登録証明機関

第一節 技術基準適合証明

（登録の申請）

第三条 法第三十八条の二の二第二項の登録を受けようとする者は、様式第一号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 法第三十八条の二の二第三項の技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 組織及び運営に関する事項（申請者が法人の場合に限る。）

二 技術基準適合証明のための審査に用いる測定器その他の設備（以下「測定器等」という。）の保守及び管理並びに法第二十四条の二第四項第二号の校正又は校正（以下「校正等」という。）の計画

三 技術基準適合証明の業務の実施の方法

四 技術基準適合証明の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

法第三十八条の二の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 一定款の謄本及び登記事項証明書（申請者が個人である場合は、過去二年間の経歴を記載した様式第二号の書類）

二 登録の申請に関する意思の決定を証する書類

三 法第三十八条の三第二項において準用する法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す様式第三号の書類

四 証明員が法別表第四に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを示す書類

五 測定器等を借り入れる場合は、当該測定器等の借入れに関する契約書又は当該借入れが確実に行われることを示す書類の写し

六 別表第一号及び別表第三号に定める特性試験における試験の一部を他の者に委託する場合は、第六条第二項各号の事項に係る受託者との取決めの内容を記載した書類の写し又はその委託に係る計画を記載した書類

七 申請者が法人である場合は、役員の名及び過去二年間の経歴を記載した様式第二号の書類並びに法第三十八条の三第一項第三号のいずれかに該当するものでないことを示す書類

八 その他参考となる事項を記載した書類

(法第三十八条の三第一項第二号の総務省令で定める事項)

第三条の二 法第三十八条の三第一項第二号の総務省令で定める測定器その他の設備は次の表の上欄に掲げるもの(製造された日から起算して十年以内のものに限る。)とし、同号の総務省令で定める期間は、同表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

測定器その他の設備	期 間
-----------	-----

測定器その他の設備	期 間
一 高周波電力計であつて、校正用信号源を二有し、及び被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの	
二 電圧電流計であつて、被測定信号をデジタル変換して演算処理し、かつ、測定値をデジタル表示する機能を有するもの	
三 標準信号発生器であつて、出力信号の時二間の経過等に伴う変動を検知する機能を有するもの	

第四条 (登録証明機関の登録の更新)

法第三十八条の二の二第一項の登録を受けた者(以下「登録証明機関」という。)の登録の更新の申請は、登録の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。

2 第三条の規定は、前項の登録の更新について準用する。

第五条 (登録証明機関の氏名又は名称等の変更の届出)

登録証明機関は、法第三十八条の五第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第四号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

2 総務大臣は、前項の届出があつた場合には、当該登録を変更するものとする。

第六条 (技術基準適合証明の審査等)

登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第一号に定めるところにより審査を行わなければならない。

2 登録証明機関は、別表第一号の特性試験における試験の一部を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能

力を有する者に委託するとともに、当該受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めなければならない。

一 委託する試験の範囲及びそれに係る特定無線設備の種類

二 受託者が別表第三の下欄に掲げる測定器等であつて、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの(その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年(第三条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。))以内のものに限る。)を使用して試験が行われることの確認に関する事項

三 別表第一号に定める特性試験の方法と同じ方法によつて試験が行われることの確認に関する事項

四 試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないことの確認に関する事項

五 試験に係る責任の所在及び業務の分担に関する事項

六 試験に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項

七 その他特性試験に係る試験業務の適正な実施を確保するために必要な事項

3 登録証明機関は、次の各号のいずれかに該当する特定無線設備についての技術基準適合証明に関しては、当該特定無線設備の技術基準適合証明を確実に行うことができる場合に限り、第一項の規定にかかわらず、その審査の一部を省略することができる。

一 適合表示無線設備の工事設計に基づく特定無線設備

二 適合表示無線設備について変更の工事を行った特定無線設備

三 設備規則第十四条の二の規定が適用される特定無線設備であつて、その筐体内に適合表示無線設備が収められているもの

4 登録証明機関は、法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一 技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種類

三 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の型式又は名称

四 技術基準適合証明番号

五 電波の型式、周波数及び空中線電力

六 設備規則第一章第六節に定める周波数等を維持する機能を有する無線設備である場合には、その旨

七 設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨

八 技術基準適合証明をした年月日

九 公示を希望する日

5 技術基準適合証明を受けた者は、法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 変更した事項

二 変更した年月日

三 変更の理由

6 技術基準適合証明を受けた者が法第三十八条の六第三項の規定により届出を行わなければならない期間は、当該技術基準適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

7 法第三十八条の六第四項の公示は、第四項第一号から第八号までに掲げる事項(同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。)について行うものとする。

8 登録証明機関は、技術基準適合証明を受けた者が不正な手段により当該技術基準適合証明を受けたことを知つたとき又は証明員が法第三十八条の六第一項若しくは法第三十八条の八第二項の規定に違反して技術基準適合証明のための審査を行ったことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

9 技術基準適合証明を受けた者は、当該技術基準適合証明を受けた特定無線設備が法第三章に定める技術基準(以下「技術基準」という。)に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

第七条 (技術基準適合証明の拒否の通知)

登録証明機関は、その登録に係る技術基準適合証明を行うことを拒否するときは、その旨を理由を付した文書をもつて当該技術基準適合証明を求めた者に通知しなければならない。(表示)

第八条 法第三十八条の七第一項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を技術基準適合証明を受けた特定無線設備の見やすい箇所(体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、当該特定無線設備(取扱説明書及び包装又は容器を含む。)の見やすい箇所)に付す方法

二 様式第七号による表示を技術基準適合証明を受けた特定無線設備に電磁的方法(電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつては認識することができない方法を含む。以下同じ。)により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

三 様式第七号による表示を技術基準適合証明を受けた特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法(ただし、当該特定無線設備の運用を最初に開始する前に、映像面を有する他の製品と有線で接続することにより表示することができる場合に限る。)

2 法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所(当該表示を付すことが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品(取扱説明書及び包装又は容器を含む。)の見やすい箇所)に付す方法

二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

三 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

にする方法（ただし、当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の運用を最初に開始する前に、映像面を有する他の製品と有線で接続することにより表示することができるときに限る。）

3 第一項第二号若しくは第三号又は前項第二号若しくは第三号に規定する方法により特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及びこれらの号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定無線設備又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

（表示の除去）

第八條の二 前条第一項第一号、第二十条第一項第一号、第二十七条第一項第一号、第三十六条第一項第一号及び第四十一条第一項第一号に規定する方法により付した表示についての法第三十八條の七第四項の総務省令で定める方法は次のとおりとする。

一 表示の外観が残らないように完全に取除くこと。

二 容易にはく離しない塗料により表示を識別することができないように被覆すること。

2 前条第一項第二号及び第三号、第二十条第一項第二号及び第三号、第二十七条第一項第二号及び第三号、第三十六条第一項第二号及び第三号並びに第四十一条第一項第二号及び第三号に規定する方法により付した表示についての法第三十八條の七第四項の総務省令で定める方法は、当該表示を記録した電磁的記録を消去する方法、当該表示を付した特定無線設備の映像面の表示機能を失わせる方法その他の前条第一項第二号及び第三号、第二十条第一項第二号及び第三号、第二十七条第一項第二号及び第三号、第三十六条第一項第二号及び第三号並びに第四十一条第一項第二号及び第三号に掲げる特定の操作によつて当該表示を映像面に表示することができないようにする方法とする。

（役員等の選任及び解任の届出）

第九條 登録証明機関は、法第三十八條の九の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第八号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 選任若しくは解任した役員又は証明員の氏名並びに証明員の選任の場合にあつては、そ

の者が技術基準適合証明の業務を行う事務所

の名称及び所在地

二 選任又は解任の理由

三 選任又は解任した年月日

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 役員等の選任の届出の場合にあつては、その者の過去二年間の経歴を記載した様式第二号の書類及び法第三十八條の三第一項第三号のいずれかに該当するものでないことを示す書類

二 証明員の選任の届出の場合にあつては、その者が法別表第四に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であることを示す書類

（業務規程の記載事項）

第十條 法第三十八條の十の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 登録に係る事業の区分

二 技術基準適合証明の業務を行う時間及び休日に関する事項

三 技術基準適合証明の業務を行う事務所に関する事項

四 技術基準適合証明の業務の実施の方法（第六條第二項各号に掲げる事項を含む。）及びその公開の方法に関する事項

五 他の者に特性試験における試験の一部を委託する場合は、次に掲げる事項

イ 受託者の氏名又は名称及び住所

ロ 第六條第二項各号に掲げる事項の閲覧等の方法に関する事項

六 手数料の額及びその収納の方法に関する事項

七 証明員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

八 技術基準適合証明の業務に関する秘密の保持に関する事項

九 技術基準適合証明の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

十 財務諸表等の備付け及び閲覧等の方法に関する事項

十一 その他技術基準適合証明の業務の実施に關し必要な事項

（業務規程の届出）

第十一條 登録証明機関は、法第三十八條の十前段の届出をしようとするときは、様式第九号の届出書に当該届出に係る業務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 登録証明機関は、法第三十八條の十後段の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第十号の届出書に変更後の業務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第十二條 法第三十八條の十一第二項第三号に規定する総務省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2 法第三十八條の十一第二項第四号に規定する総務省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録証明機関が定めるものとする。

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（帳簿）

第十三條 法第三十八條の十二の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 技術基準適合証明を求めた者の氏名又は名称、住所及び連絡先

二 技術基準適合証明の求めに係る書類の受理年月日

三 技術基準適合証明の求めに係る特定無線設備の種別及び工事設計

四 技術基準適合証明の求めに係る特定無線設備の型式又は名称及び製造番号

五 技術基準適合証明のための審査を行った際に用いた特性試験の試験方法

六 技術基準適合証明のための審査を行った際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日（当該測定器等が第三條の二の測定器その他の設備であつて、当該較正等を行った年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を

使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。）及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第二十四條の二第四項第二号に該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

七 審査の経過（特性試験にあつては、試験項目ごとの試験結果を含む。）及び結果

八 技術基準適合証明番号及び技術基準適合証明をした年月日

2 法第三十八條の十二の帳簿は、技術基準適合証明の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から十年間保存しなければならない。

3 前項に規定する帳簿の保存は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

（技術基準適合証明の業務の休廃止の届出）

第十四條 登録証明機関は、法第三十八條の十六第一項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第十一号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 休止又は廃止しようとする技術基準適合証明の業務

二 休止又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合はその期間

三 休止又は廃止の理由

第十五條 登録証明機関は、法第三十八條の十八第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 技術基準適合証明の業務を総務大臣に引き継ぐこと。

二 技術基準適合証明の業務に関する帳簿及び書類を総務大臣に引き継ぐこと。

三 その他総務大臣が必要と認める事項

（公示）

第十六條 法第三十八條の五第一項及び第三項、法第三十八條の十六第三項、法第三十八條の十

明機関が工事設計認証を行う場合について、第

十条、第十一条、第十四条及び第十五条の規定は登録証明機関が技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を行う場合について準用する。この場合において、第九条第一項中「法第三十八条の九」とあるのは「法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の十」と、第十條第四号及び第五号口中「第六条第二項各号」とあるのは「第六条第二項各号（第十七条第二項において準用する場合を含む。）と、第十三条第一項及び第二項中「法第三十八条の十二」とあるのは「法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の十二」と、同条第一項第三号及び第四号中「特定無線設備」とあるのは「工事設計に基づく特定無線設備」と、同号中「名称及び製造番号」とあるのは「名称」と、同項第八号中「技術基準適合証明番号」とあるのは「工事設計認証番号」と、第十四条中「法第三十八条の十六第一項」とあるのは「法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の十六第一項」と、第十五条中「法第三十八条の十八第三項」とあるのは「法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の十八第三項」と読み替えるものとする。

(公示)

第二十二條 法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

2 法第三十八条の二十八第二項、法第三十八条の二十九において準用する法第三十八条の二十三第二項及び法第三十八条の三十第四項の公示は、官報で告示することによつて行う。

第三章 承認証明機関

第 節 技術基準適合証明

(承認の申請)

第二十三條 法第三十八条の三十一第一項の承認を受けようとする者は、様式第一号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、総務大臣が別に告示するところにより申請を行う場合は、この限りでない。

2 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の二の二第三項の規定により添付する技術基準適合証明の業務の実施に関する

計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一 組織及び運営に関する事項（申請者が法人の場合に限る。）

二 技術基準適合証明のための審査に用いる測定器等の保守及び管理並びに較正等の計画

三 技術基準適合証明の業務の実施の方法

四 技術基準適合証明の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

3 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の二の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 定款の謄本及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの（申請者が個人である場合は、過去二年間の経歴を記載した様式第二号の書類）

二 承認の申請に関する意思の決定を証する書類

三 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第二十四条の二第五項各号に該当しないことを示す様式第三号の書類

四 証明員が別表第四に掲げる条件のいずれかに適合する知識経験を有する者であること

五 測定器等を借り入れる場合は、当該測定器等の借入れに関する契約書又は当該借入れが確実に行われることを示す書類の写し

六 別表第一号及び別表第三号に定める特性試験における試験の一部を他の者に委託する場合は、第六条第二項各号の事項に係る受託者との取決めの内容を記載した書類の写し又はその委託に係る計画を記載した書類

七 申請者が法人である場合は、役員の氏名及び過去二年間の経歴を記載した様式第二号の書類並びに法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の三十一第一第三号のいずれかに該当するものでないことを示す書類

八 申請者が外国の法令に基づく無線局の検査に関する制度で技術基準適合証明の制度に類するもの（以下「外国検査制度」という。）に基づいて無線設備の検査、試験等を行う者であることを示す書類

九 外国検査制度の概要を記載した書類

十 外国検査制度に基づく無線設備の検査、試験等の業務その他の現に行っている業務の概要を記載した書類

十一 その他参考となる事項を記載した書類

(承認証明機関の氏名又は名称等の変更の届出)

第二十四條 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の五第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第四号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

(技術基準適合証明の審査等)

第二十五條 承認証明機関は、その承認に係る技術基準適合証明を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第一号に定めるところにより審査を行わなければならない。

2 承認証明機関は、別表第一号の特性試験における試験の一部を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、当該受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めなければならない。

一 委託する試験の範囲及びそれに係る特定無線設備の種類

二 受託者が別表第三の下欄に掲げる測定器等であつて、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年（第三条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごと）に、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。）以内のものに限る。）を使用し試験が行われることの確認に関する事項

三 別表第一号に定める特性試験の方法と同じ方法によつて試験が行われることの確認に関する事項

四 試験の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないことの確認に関する事項

五 試験に係る責任の所在及び業務の分担に関する事項

六 試験に関して知り得た情報の管理及び秘密の保持に関する事項

七 その他特性試験に係る試験業務の適正な実施を確保するために必要な事項

3 承認証明機関は、次の各号のいずれかに該当する特定無線設備についての技術基準適合証明に関しては、当該特定無線設備の技術基準適合

証明を確実に行うことができる場合に限り、第一項の規定にかかわらず、その審査の一部を省略することができる。

一 適合表示無線設備（法第三十八条の三十五の規定により表示が付されているものを除く。以下この項及び第三十三条第三項各号において同じ。）の工事設計に基づく特定無線設備

二 適合表示無線設備について変更の工事を行ったもの

三 設備規則第十四条の二の規定が適用される特定無線設備であつて、その筐体内に適合表示無線設備が収められているもの

4 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一 技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の種類

三 技術基準適合証明を受けた特定無線設備の型式又は名称

四 技術基準適合証明番号

五 電波の型式、周波数及び空中線電力

六 設備規則第一章第六節に定める周波数等を維持する機能を有する無線設備である場合には、その旨

七 設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨

八 技術基準適合証明をした年月日

5 承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 変更した事項

二 変更した年月日

三 変更の理由

6 承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者が法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第三項の規定により届出を行わなければならない期間は、当該技術基

準適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

7 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

8 承認証明機関は、技術基準適合証明を受けた者が不正な手段により当該技術基準適合証明を受けたことを知つたとき又は証明員が法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第一項若しくは法第三十八条の三十一第四項の規定に違反して技術基準適合証明のための審査を行つたことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

9 承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、当該技術基準適合証明を受けた特定無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

（技術基準適合証明の拒否の通知）

第二十六条 承認証明機関は、その承認に係る技術基準適合証明を行うことを拒否するときは、その旨を理由を付した文書をもつて当該技術基準適合証明を求めた者に通知しなければならない。

（表示）

第二十七条 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の七第一項の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を技術基準適合証明を受けた特定無線設備の見やすい箇所（体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付することが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、当該特定無線設備（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）に付す方法

二 様式第七号による表示を技術基準適合証明を受けた特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

三 様式第七号による表示を技術基準適合証明を受けた特定無線設備に電磁的方法により記

録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法（ただし、当該特定無線設備の運用を最初に開始する前に、映像面を有する他の製品と有線で接続することにより表示することができる場合に限る。）

2 法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができものであること。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所（当該表示を付することが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品（取扱説明書及び包装又は容器を含む。）の見やすい箇所）に付す方法

二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

三 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法（ただし、当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の運用を最初に開始する前に、映像面を有する他の製品と有線で接続することにより表示することができる場合に限る。）

3 第一項第二号若しくは第三号又は前項第二号若しくは第三号に規定する方法により特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及びこれらの号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特定無線設備又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

（業務規程の記載事項）

第二十八条 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の十の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 承認に係る事業の区分

二 技術基準適合証明の業務を行う事務所に關する事項

三 技術基準適合証明の業務の実施の方法（第二十五条第二項各号に掲げる事項を含む。）

四 他の者に特性試験における試験の一部を委託する場合は、次に掲げる事項

イ 受託者の氏名又は名称及び住所

ロ 第二十五条第二項各号に掲げる事項の閲覧等の方法に関する事項

五 証明員の選任及び解任並びにその配置に関する事項

六 技術基準適合証明の業務に関する帳簿及び書類の管理に関する事項

七 その他技術基準適合証明の業務の実施に關し必要な事項

（業務規程の届出）

第二十九条 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の十前段の届出をしようとするときは、様式第九号の届出書に当該届出に係る業務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

2 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の十後段の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第十号の届出書に変更後の業務規程を添えて、総務大臣に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（帳簿）

第三十条 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の十二の総務省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 技術基準適合証明を求めた者の氏名又は名称、住所及び連絡先

二 技術基準適合証明の求めに係る書類の受理年月日

三 技術基準適合証明の求めに係る特定無線設備の種別及び工事設計

四 技術基準適合証明の求めに係る特定無線設備の型式又は名称及び製造番号

五 技術基準適合証明のための審査を行った際に用いた特性試験の試験方法

六 技術基準適合証明のための審査を行った際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製

造事業者名、製造番号、校正等を行った年月日（当該測定器等が第三条の二の測定器その他の設備であつて、当該校正等を行った年月日の翌月の日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。）及び校正等を行った者の氏名又は名称並びに当該校正等の方法が法第二十四条の二第四項第二号に該当する場合は、その測定器等を校正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、校正等を行った年月日及び校正等を行った者の氏名又は名称

七 審査の経過（特性試験にあつては、試験項目ごとの試験結果を含む。）及び結果

八 技術基準適合証明番号及び技術基準適合証明をした年月日

2 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の十二の帳簿は、技術基準適合証明の業務を行う事務所ごとに作成して備え付け、記載の日から十年間保存しなければならない。

3 前項の規定による帳簿の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができるでなければならない。

（技術基準適合証明の業務の休廃止の届出）

第三十一条 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第十一号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 休止又は廃止した技術基準適合証明の業務の休止又は廃止した年月日及び休止した場合はその期間

（公示）

第三十二条 法第三十八条の三十一第三項、同条第四項において準用する法第三十八条の五第一項及び第三項並びに法第三十八条の二十三第二項並びに法第三十八条の三十二第三項の公示は、官報で告示することによつて行う。

2 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

第二節 特定無線設備の工事設計についての認証

(工事設計認証の審査等)

第三十三條 承認証明機関は、その承認に係る工事設計認証を受けようとする者から求めがあつた場合には、別表第三号に定めるところにより審査を行わなければならない。

2 第二十五条第二項の規定は、前項の工事設計認証について準用する。この場合において、「別表第一号」とあるのは「別表第三号」と読み替えるものとする。

3 承認証明機関は、次の各号のいずれかに該当する特定無線設備についての工事設計認証に関しては、当該工事設計認証を確実に行うことができる場合に限り、第一項の規定にかかわらず、その審査の一部を省略することができる。

一 適合表示無線設備の工事設計(当該工事設計に合致することの確認の方法を含む)に関し変更を行つた工事設計に基づく特定無線設備

二 設備規則第十四条の二の規定が適用される特定無線設備であつて、その筐体内に適合表示無線設備が収められているもの

4 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一 工事設計認証を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の種類

三 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の型式又は名称

四 工事設計認証番号

五 電波の型式、周波数及び空中線電力

六 設備規則第一章第六節に定める周波数等を維持する機能を有する無線設備である場合には、その旨

七 設備規則第十四条の二第一項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨

八 工事設計認証をした年月日

5 承認証明機関による工事設計認証を受けた者は、法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第

六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 変更した事項

二 変更した年月日

三 変更の理由

6 承認証明機関による工事設計認証を受けた者が法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第三項の規定により届出を行わなければならない期間は、認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

7 法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項(同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。)について行うものとする。

8 承認証明機関は、工事設計認証を受けた者が不正な手段により工事設計認証を受けたことを知つたとき又は証明員が法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の三十一第四項若しくは法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の八第二項の規定に違反して工事設計認証のための審査を行つたことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

9 承認証明機関による工事設計認証を受けた者は、法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の二十六の規定により当該工事設計認証を受けた者が表示を付した特定無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

第三十四條 承認証明機関は、その承認に係る工事設計認証を行うことを拒否するときは、その旨を理由を付した文書をもつて当該工事設計認証を求めた者に通知しなければならない。

(検査記録の作成等)

第三十五條 法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の二十五第二項の検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 検査に係る工事設計認証番号

二 検査を行つた年月日及び場所

三 検査を行つた責任者の氏名

四 検査を行つた特定無線設備の数量

五 検査の方法

六 検査の結果

2 前項の検査記録は、検査の日から十年間保存しなければならない。

3 前項の規定による検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。

この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

(表示)

第三十六條 法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の二十六の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第七号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備の見やすい箇所(体内に植え込まれた又は一時的に留置された状態で使用される特定無線設備その他の当該表示を付すことが困難又は不合理である特定無線設備にあつては、当該特定無線設備(取扱説明書及び包装又は容器を含む。))の見やすい箇所)に付す方法

二 様式第七号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができようにする方法

三 様式第七号による表示を認証工事設計に基づく特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特定無線設備に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法(ただし、当該特定無線設備の運用を最初に開始する前に、映像面を有する他の製品と有線で接続することにより表示することができる場合に限る。)

2 法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を目視その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法に付することとなる表示は、容易に識別することができものであること。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所(当該表示を付すことが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品(取扱説明書及び包装又は容器を含む。))の見やすい箇所)に付す方法

二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

三 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法(ただし、当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の運用を最初に開始する前に、映像面を有する他の製品と有線で接続することにより表示することができの場合に限る。)

3 第一項第二号若しくは第三号又は前項第二号若しくは第三号に規定する方法により特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及びこれらの号に掲げる特定の操作に付した旨の当該特定無線設備又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(準用)

第三十七條 第二十八条、第二十九条及び第三十一条の規定は承認証明機関が技術基準適合証明の業務及び工事設計認証の業務を行う場合について、第三十条の規定は承認証明機関が工事設計認証を行う場合について準用する。この場合において、第二十八条、第二十九条並びに第三十条第一項及び第二項中「法第三十八条の三十一第四項」とあるのは「法第三十八条の三十一第六項」と、第二十八条第三号及び第四号ロ中「第二十五条第二項各号」とあるのは「第二十五条第二項各号(第三十三条第二項において準用する場合を含む。)」と、第三十条第一項第三号及び第四号中「特定無線設備」とあるのは「工事設計に基づく特定無線設備」と、同号中「名称及び製造番号」とあるのは「名称」と、同項第八号中「技術基準適合証明番号」とあるのは「工事設計認証番号」と、第三十一条中「法第三十八条の三十一第二項」とあるのは「法第三十八条の三十一第六項において準用する同条第二項」と読み替えるものとする。

第三十八條 法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の二十三第二項、法第

三十八条の二十八第二項及び法第三十八条の三十四第四項の公示は、官報で告示することによつて行ふ。

2 法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行ふ。

第四章 特別特定無線設備の技術基準適合自己確認

(検証等)

第三十九条 製造業者又は輸入業者は、法第三十八条の三十三第二項の技術基準適合自己確認(以下「技術基準適合自己確認」という。)を行おうとするときは、別表第五号に定めるところにより検証を行わなければならない。

2 製造業者又は輸入業者は、法第三十八条の三十三第三項の届出をしようとするときは、同項第一号から第四号までに掲げる事項及び次に掲げる事項を記載した様式第十二号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 特別特定無線設備の型式又は名称

二 特別特定無線設備を製造する工場又は事業場の名称及び所在地(輸入業者にあつては、特別特定無線設備の製造業者の氏名又は名称及び住所並びに当該特別特定無線設備を製造する工場又は事業場の名称及び所在地)

三 第一項の検証の際に使用した測定器等ごとの名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日(当該測定器等が第三

条の二の測定器その他の設備であつて、当該較正等を行った年月日の翌月の一日から起算して当該測定器等を使用した年月日までの期間が一年を超えている場合は、その旨を含む。)

及び較正等を行った者の氏名又は名称並びに当該較正等の方法が法第二十四条の二第四項第二号二に該当する場合は、その測定器等を較正等した法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備の名称又は型式、製造事業者名、製造番号、較正等を行った年月日及び較正等を行った者の氏名又は名称

3 総務大臣は、前項の届出があつた場合には、当該届出をした者に、届出番号を通知するものとする。

4 法第三十八条の三十三第四項の検証に係る記録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。一 届出番号

二 特性試験を行った際に用いた試験方法
三 試験用プログラム、コネクタその他の特性試験の際に必要な物件の名称、種類及びその保管方法に関する事項
四 特性試験に係る試験の全部又は一部を他の者に委託した場合には、受託者の氏名又は名称、住所及び別表第五号二(3)の取決め事項

五 検証の経過(特性試験にあつては、試験項目ごとの試験結果を含む。)及び結果

5 前項の検証に係る記録には、技術基準適合自己確認に係る特別特定無線設備の部品の配置及び外觀を示す写真又は図であつて寸法を記入したものを添付しなければならない。

6 第四項の検証に係る記録は、その検証に係る法第三十八条の三十四第二項の検査を最後に行つた日から十年間保存しなければならない。

7 前項の検証に係る記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

8 法第三十八条の三十三第三項の届出をした者(以下「届出業者」という。)は、法第三十八条の三十三第五項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第十三号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一 変更した事項
二 変更した年月日
三 変更の理由

9 届出業者は、法第三十八条の三十三第三項第四号に係る変更の届出をしようとするときは、あらかじめ別表第五号三に従ひ確認の方法の検証を行い、検証に係る記録を作成するとともに、変更後の技術基準適合自己確認に係る確認方法書の全文を添付して総務大臣に届け出なければならない。

10 第四項(第一号及び第五号に限る。)、第六項及び第七項の規定は、前項の検証に係る記録に準用する。

11 法第三十八条の三十三第五項の規定により届出業者が届出を行わなければならない期間は、同条第三項の届出に係る工事設計に基づく特別特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

12 法第三十八条の三十三第六項の公示は、次に掲げる事項について行うものとする。

一 届出業者の氏名又は名称
二 特別特定無線設備の種別
三 特別特定無線設備の型式又は名称
四 届出番号

五 電波の型式、周波数及び空中線電力

六 設備規則第十四条の二第二項の規定が適用される無線設備である場合には、その旨

七 法第三十八条の三十三第三項の届出の年月日

13 届出業者は、法第三十八条の三十五の規定により当該届出業者が表示を付した特別特定無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

(検査記録の作成)

第四十条 法第三十八条の三十四の検査記録に記載すべき事項は、次のとおりとする。

一 検査を行つた特別特定無線設備に係る届出番号

二 検査を行つた年月日及び場所

三 検査を行つた責任者の氏名

四 検査を行つた特別特定無線設備の数量

五 検査の方法

六 検査の結果
前項の検査記録は、検査の日から十年間保存しなければならない。

2 前項の規定による検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

3 前項の規定による検査記録の保存は、電磁的記録に係る記録媒体により行うことができる。この場合においては、当該電磁的記録を必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示することができなければならない。

(表示)
第四十一条 法第三十八条の三十五の規定により表示を付するときは、次に掲げる方法のいずれかによるものとする。

一 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特別特定無線設備の見やすい箇所(当該表示を付することが困難又は不合理である特別特定無線設備にあつては、当該特別特定無線設備(取扱説明書及び包装又は容器を含む。))の見やすい箇所)に付す方法

二 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特別特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特別特定無線設備の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

三 様式第十四号による表示を技術基準適合自己確認をした特別特定無線設備に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該特別特定無線設備に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法(ただし、当該特別特定無線設備の運用を最初に開始する前に、映像面を有する他の製品と有線で接続することにより表示することができる場合に限る。)

2 法第三十八条の七第二項の規定により表示を付するときは、製品に組み込まれた適合表示無線設備に付されている表示を視認その他の適切な方法により確認し、次に掲げるいずれかの方法によるものとする。この場合において、新たに付することとなる表示は、容易に識別することができるものであること。

一 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の見やすい箇所(当該製品を付することが困難又は不合理である当該製品にあつては、当該製品(取扱説明書及び包装又は容器を含む。))の見やすい箇所に付す方法

二 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法

三 表示を当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に電磁的方法により記録し、当該表示を特定の操作によつて当該適合表示無線設備を組み込んだ製品に接続した製品の映像面に直ちに明瞭な状態で表示することができるようにする方法(ただし、当該適合表示無線設備を組み込んだ製品の運用を最初に開始する前に、映像面を有する他の製品と有線で接続することにより表示することができる場合に限る。)

3 第一項第二号若しくは第三号又は前項第二号若しくは第三号に規定する方法により特別特定無線設備又は適合表示無線設備を組み込んだ製品に表示を付する場合は、電磁的方法によつて表示を付した旨及びこれらの号に掲げる特定の操作による当該表示の表示方法について、これらを記載した書類の当該特別特定無線設備又は当該製品への添付その他の適切な方法により明らかにするものとする。

(公示)
第四十二条 法第三十八条の三十六第二項、法第三十八条の三十七第二項及び法第三十八条の三

十八において準用する法第三十八條の二十三第二項の公示は、官報で告示することによつて行う。

2 法第三十八條の三十三第六項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

第五章 雑則

(総務大臣に提出する書類の作成)

第四十三條 この省令の規定により総務大臣に提出する書類(技術基準適合自己確認に係る確認方法書を除く。)は、日本語で作成するものとする。

附 則

この省令は、電波法の一部を改正する法律(昭和五十六年法律第四十九号)の施行の日(昭和五十六年十一月二十三日)から施行する。

附 則 (昭和五十七年九月一三日郵政省令第三十八号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則(以下「新省令」という。)第八条第五号に掲げる無線設備(三・三五・四MHzを超え四七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものに限る。)であつて、無線設備規則の一部を改正する省令(昭和五十七年郵政省令第三十七号)附則第二項の規定により同令による改正前の設備規則の規定に従うものについては、新省令別表第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 前項の規定により技術基準適合証明をした無線設備に係る表示の様式は、別表第五号によるほか、同表第一の注3に規定する番号の末尾に「W」を記載するものとする。

附 則 (昭和五十七年十一月二二日郵政省令第六十六号)

1 この省令は、昭和五十七年十二月一日から施行する。ただし、第二条第三号の改正規定及び別表第二号第三の改正規定は、昭和五十八年一月一日から施行する。

2 改正前の第二条第三号に掲げる無線設備のスパリアス発射の強度の特性試験については、改正後の別表第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和五十八年三月二五日郵政省令第九号) 抄

1 この省令は、昭和五十八年七月一日から施行する。

2 この省令による改正前の施行規則、免許規則、設備規則、特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則、運用規則及び検定規則に基づく処分、手続その他の行為(アマチュア局に係るものを除く。)のうち、改正前の施行規則第四条の二の規定に従つた電波の型式の表示は、この省令の施行の日以降においては、改正後の同条の規定に従つて相当の電波の型式の表示をしているものとみなす。

附 則 (昭和五十八年五月三〇日郵政省令第二十五号) 抄

1 この省令は、昭和五十八年六月六日から施行する。

附 則 (昭和五十八年九月二六日郵政省令第三十七号) 抄

1 この省令は、昭和五十八年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五十九年一月三〇日郵政省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五十九年三月一四日郵政省令第八号)

この省令は、公布の日から起算して七日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和六〇年三月一五日郵政省令第一〇号)

1 この省令は、昭和六十年四月一日から施行する。

2 この省令の施行の日以前に技術基準適合証明を受けた自動車公衆無線電話通信を行う陸上移動局に使用するための設備は、改正後の規定による自動車無線電話通信を行う陸上移動局に使用するための設備とみなす。

3 この省令による改正前の規定によつてなされた処分、手続その他の行為は、改正後の規則中のこれに相当する規定によつてなされたものとみなす。

附 則 (昭和六一年一月八日郵政省令第五号)

この省令は、昭和六一年一月二十日から施行する。

附 則 (昭和六一年五月二七日郵政省令第二十九号)

この省令は、昭和六一年六月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年七月三日郵政省令第四一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六一年七月二八日郵政省令第四十五号)

1 この省令は、昭和六一年八月一日から施行する。

2 改正後の特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第八条第三号に掲げる無線設備であつて、無線設備規則の一部を改正する省令(昭和六十一年郵政省令第四十三号)附則第三項の規定により同令による改正前の設備規則に従うものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年一〇月一日郵政省令第五十五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年四月二五日郵政省令第一九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年八月八日郵政省令第四一号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六二年九月二九日郵政省令第五二号)

1 この省令は、電波法の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第五十五号)の施行の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に改正前の特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第八条第三号の五に係る区分について指定を受けている者は、この省令の施行の日に、改正後の特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第八条第十一号に掲げる区分に係る指定証明機関の指定を受けたものとみなす。

附 則 (昭和六三年三月二八日郵政省令第一四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年六月九日郵政省令第三十七号)

この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の第八条第一号に掲げる無線設備であつて、無線設備規則の一部を改正する省令(昭和六十三年郵政省令第三十六号)附則第二項の規定により同令による改正前の設備規則に従うものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和六三年十二月二一日郵政省令第七十八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年一月二七日郵政省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年五月三〇日郵政省令第二三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年六月一日郵政省令第二十九号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年一〇月二五日郵政省令第六十六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年三月三一日郵政省令第一六号)

この省令は、電波法の一部を改正する法律(平成元年法律第六十七号)の施行の日(平成二年五月一日)から施行する。

附 則 (平成二年六月一八日郵政省令第三四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二年十一月二二日郵政省令第六一号)

この省令は、平成三年七月一日から施行する。

附 則 (平成三年二月二八日郵政省令第一二号)

この省令は、公布の日から施行する。

2 無線設備規則の一部を改正する省令(平成三年郵政省令第十一号)附則第二項、第三項及び第五項の規定により同令による改正前の設備規則に従うものについては、なお従前の例による。

3 無線設備規則の一部を改正する省令(平成三年郵政省令第十一号)附則第四項の規定により設備規則第四十九條の六第一項及び第二項において条件が定められている無線設備が適用を受ける規定を適用される陸上移動局は、第二条第一号の陸上移動局であるものとみなし、第二条第三号に掲げる区分に該当するものとみなす。

4 この省令の施行の日以前に技術基準適合証明を受けた自動車無線電話通信を行う陸上移動局に使用するための設備は、改正後の規定による八〇MHz帯自動車無線電話通信を行う陸上移動局に使用するための設備とみなす。

5 この省令の施行の際現に改正前の特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第八条第三号に係る区分について指定を受けている者は、この省令の施行の日に、改正後の特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第八条第三号

に掲げる区分に係る指定証明機関の指定を受け
たものとみなす。

附 則 (平成三年六月一日郵政省令第三
一号)

1 この省令は、公布の日から起算して三月を経
過した日から施行する。

2 この省令による改正前の特定無線設備の技術
基準適合証明に関する規則別表第五号の規定に
よる表示の様式は、改正後の同表の規定による
表示の様式とみなす。

附 則 (平成四年五月一日郵政省令第
二三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年八月二六日郵政省令第
五〇号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 地球局に使用するための無線設備の設計書
は、改正後の特定無線設備の技術基準適合証明
に関する規則別表第二号第五の様式にかかわら
ず、この省令の施行の日から起算して六月を経
過する日までは、なお従前の様式によることが
できる。この場合においては、改正前の特定無
線設備の技術基準適合証明に関する規則別表第
二号第五の様式の欄に、インターロック装
置の有無及び自動停波装置の有無並びに無線設
備系統図を添付する旨を記載すること。

附 則 (平成四年九月二四日郵政省令第
五六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年一〇月七日郵政省令第
六七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年十二月二四日郵政省令
第七五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年十二月二五日郵政省令
第八〇号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年三月一〇日郵政省令第
一二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年一〇月五日郵政省令第
五三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年十一月二六日郵政省令
第六三三号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年十二月二二日郵政省令
第七七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年二月三日郵政省令第七
号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(特定無線設備の技術基準適合証明に関する規
則の一部改正に伴う経過措置)

7 この省令の施行の日以前に技術基準適合証明
を受けた八〇〇MHz帯自動車無線電話通信又は
一、五〇〇MHz帯自動車無線電話通信を行
う陸上移動局に使用するための設備は、改正後
の規定による八〇〇MHz帯携帯・自動車無線
電話通信又は一、五〇〇MHz帯携帯・自動車
無線電話通信を行う陸上移動局に使用するため
の設備とみなす。

8 この省令による改正前の規定によつてなされ
た処分、手続その他の行為は、改正後の規則中
のこれに相当する規定によつてなされたものと
みなす。

附 則 (平成六年三月二日郵政省令第一
四号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年三月二八日郵政省令第
二二二号)

この省令は、平成六年四月一日から施行す
る。

附 則 (平成六年六月二日郵政省令第三
七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年九月二二日郵政省令第
六二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年一〇月六日郵政省令第
七二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年十二月二二日郵政省令
第八八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年三月二八日郵政省令第
二六号)

1 この省令は、平成七年四月一日から施行す
る。

(経過措置)

2 この省令による改正前の別表第五号で定める
様式による表示は、改正後の同表で定める様式
による表示とみなす。

3 平成八年三月三十一日以前に技術基準適合証
明を受けた無線設備に付する表示は、改正前の
別表第五号で定める様式によることが、改正前
の改正後の第六号の二の規定にかかわらず、改
正前の別表第五号で定める様式による表示が付
されている無線設備に係るその表示の除去方法
については、なお従前の例による。

附 則 (平成七年三月三〇日郵政省令第
三二二号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年八月八日郵政省令第六
一号)

この省令は、公布の日から施行する。

1 この省令の施行の日以前に技術基準適合証明
を受けた設備規則第四十九条の十八においてそ
の無線設備の条件が定められている陸上移動地
球局に使用するための無線設備は、改正後の規
定による設備規則第四十九条の十八においてそ
の無線設備の条件が定められている携帯移動地
球局に使用するための無線設備であるとみなす。

2 この省令による改正前の規定によつてなされ
た処分、手続その他の行為は、改正後の規則中
のこれに相当する規定によつてなされたものと
みなす。

附 則 (平成七年一〇月二二日郵政省令
第七八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年十二月一九日郵政省令
第八五号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 無線標準業務の無線局に使用するための無線
設備の設計書は、改正後の特定無線設備の技術
基準適合証明に関する規則別表第二号第二の様
式にかかわらず、この省令の施行の日から起算
して六月を経過する日までは、なお従前の様式
によることができる。

附 則 (平成八年三月七日郵政省令第二
三三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただ
し、第二条第十二号の改正規定は、平成八年四
月一日から施行する。

附 則 (平成九年七月三一日郵政省令第
五五五号)

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の日以前に技術基準適合証明
を受けた八〇〇MHz帯携帯・自動車無線電話

通信(通信方式に周波数分割多重方式又は周波
数分割多元接続方式を使用する複信方式を用い
るものに限る。)を行う陸上移動局に使用する
ための無線設備は、改正後の規定による周波数
分割多元接続方式携帯・自動車無線電話通信を
行う陸上移動局に使用するための無線設備とみ
なす。

3 この省令の施行の日以前に技術基準適合証明
を受けた八〇〇MHz帯携帯・自動車無線電話
通信(通信方式に周波数分割多重方式又は周波
数分割多元接続方式を使用する複信方式を用い
るものに限る。)を行う基地局に使用するため
の無線設備又は八〇〇MHz帯携帯・自動車無
線電話通信設備の試験のための通信等を行う無
線局(無線通信の通信方式に周波数分割多重方
式又は周波数分割多元接続方式を使用する複信
方式を用いるものに限る。)に使用するための
無線設備は、改正後の規定による周波数分割多
元接続方式携帯・自動車無線電話通信を行う基
地局に使用するための無線設備又は周波数分割
多元接続方式携帯・自動車無線電話通信設備の
試験のための通信等を行う無線局に使用するた
めの無線設備とみなす。

4 この省令の施行の日以前に技術基準適合証明
を受けた八〇〇MHz帯携帯・自動車無線電話
通信(通信方式に時分割多重方式又は時分割多
元接続方式を使用する複信方式を用いるもの
に限る。)を行う陸上移動局に使用するための無
線設備は、改正後の規定による八八七MHzを
超え八八九MHz以下、八八九MHzを超え九
〇一MHz以下又は九一五MHzを超え九五八
MHz以下の周波数の電波のみを使用する時分
割多元接続方式携帯・自動車無線電話通信を行
う陸上移動局に使用するための無線設備とみな
す。

5 この省令の施行の日以前に技術基準適合証明
を受けた八〇〇MHz帯携帯・自動車無線電話
通信(通信方式に時分割多重方式又は時分割多
元接続方式を使用する複信方式を用いるもの
に限る。)を行う基地局に使用するための無線設
備又は八〇〇MHz帯携帯・自動車無線電話通
信設備の試験のための通信等を行う無線局(無
線通信の通信方式に時分割多重方式又は時分割
多元接続方式を使用する複信方式を用いるもの
に限る。)に使用するための無線設備は、改正
後の規定による八二八MHzを超え八三八MHz
以下、八三二MHzを超え八三四MHz以下

- 下、八四三MHzを超え八四六MHz以下若しくは八六〇MHzを超え八八五MHz以下の周波数の電波のみを使用する時分割多元接続方式携帯・自動車無線電話通信を行う基地局に使用するための無線設備又は八一〇MHzを超え八二八MHz以下、八三二MHzを超え八三四MHz以下、八四三MHzを超え八四六MHz以下、八六〇MHzを超え八八五MHz以下、八八八MHzを超え九〇一MHz以下若しくは九一五MHzを超え九五八MHz以下の周波数の電波のみを使用する時分割多元接続方式携帯・自動車無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備とみなす。
- 6 この省令の施行の日以前に技術基準適合証明を受けた一、五〇〇MHz帯携帯・自動車無線電話通信を行う陸上移動局に使用するための無線設備は、改正後の規定による一、四二九MHzを超え一、四五三MHz以下の周波数の電波のみを使用する時分割多元接続方式携帯・自動車無線電話通信を行う陸上移動局に使用するための無線設備とみなす。
- 7 この省令の施行の日以前に技術基準適合証明を受けた一、五〇〇MHz帯携帯・自動車無線電話通信を行う基地局に使用するための無線設備又は一、五〇〇MHz帯携帯・自動車無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備は、改正後の規定による一、四七七MHzを超え一、五〇一MHz以下の周波数の電波のみを使用する時分割多元接続方式携帯・自動車無線電話通信を行う基地局に使用するための無線設備又は一、四二九MHzを超え一、四五三MHz以下若しくは一、四七七MHzを超え一、五〇一MHz以下の周波数の電波のみを使用する時分割多元接続方式携帯・自動車無線電話通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備とみなす。
- 8 この省令による改正前の規定によつてなされた処分、手続その他の行為は、改正後の規則中のこれに相当する規定によつてなされたものとみなす。
- 附 則 （平成九年九月二二日郵政省令第六〇号）
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の日以前に技術基準適合証明を受けた陸上移動衛星データ通信を行う携帯移

- 動地球局に使用するための無線設備は、改正後の規定による対地静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星データ通信を行う携帯移動地球局に使用するための無線設備で一四GHzを超え一四・四GHz以下の周波数を送信し一二・二五GHzを超え一二・七五GHz以下の周波数の電波を受信するものとみなす。
- 3 この省令の施行の日以前に技術基準適合証明を受けた国内移動衛星通信を行う携帯移動地球局に使用するための無線設備は、改正後の規定による対地静止衛星に開設する人工衛星の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局に使用するための無線設備で二、六六〇MHzから二、六九〇MHzまでの周波数の電波を送信し二、五〇五MHzから二、五三三MHzまでの周波数の電波を受信するものとみなす。
- 4 この省令による改正前の規定によつてなされた処分、手続その他の行為は、改正後の規則中のこれに相当する規定によつてなされたものとみなす。
- 附 則 （平成九年二月一六日郵政省令第八八号）
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の際現に技術基準適合証明を受けた第八条第十二項の無線設備は、この省令による改正後の別表第三号に定めるところによる審査により技術基準適合証明を受けたものとみなす。
- 附 則 （平成一〇年三月三日郵政省令第九号）
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （平成一〇年九月三〇日郵政省令第七七号）
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （平成一〇年二月二二日郵政省令第一一三三三）
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の日以前に技術基準適合証明を受けた簡易型携帯電話の無線局に使用するための設備は、改正後の規定によるPHSの無線局に使用するための設備とみなす。
- 3 この省令による改正前の規定によつてなされた処分、手続その他の行為は、改正後の規則中のこれに相当する規定によつてなされたものとみなす。

- 附 則 （平成二一年一月二一日郵政省令第三号）
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （平成二一年二月一八日郵政省令第七号）
- （施行期日）
- 1 この省令は、電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成十年法律第五十八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。
- 2 技術基準適合証明の申請については、この省令による改正後の証明規則（以下「新規規則」という。）第三条並びに別表第一号及び別表第二号の規定にかかわらず、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、改正前の証明規則（以下「旧規則」という。）第三条並びに別表第一号及び別表第二号の規定によることができる。この場合において、旧規則別表第二号に定める様式の第一の8、第二の9、第三の8、第四の8又は第五の11の欄には、その他の工事設計について記載するものとする。
- 3 技術基準適合証明の申請及び証明の申請については、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、新規規則第三条ただし書及び第三十一条ただし書の規定にかかわらず、旧規則第三条ただし書の規定にかかわらず、旧規則第三条ただし書に規定する技術基準適合説明書及び写真又は図を提出する場合にあつては、新規規則に規定する申請設備の提出を要しない。この場合における審査に関する規定の適用については、新規規則別表第三号中「認定点検結果通知書」とあるのは「技術基準適合説明書」とする。
- 4 法第三十八条の十六第一項の認証の申請及び法第三十八条の十七第六項の認証の申請については、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日までは、新規規則第二十二条ただし書及び第三十一条ただし書の規定にかかわらず、旧規則第三条ただし書に規定する技術基準適合説明書及び写真又は図を提出する場合にあつては、新規規則に規定する一の特定無線設備の提出を要しない。この場合における審査に関する規定の適用については、新規規則別表第七号において準用する新規規則別表第三号中「認定点検結果通知書」とあるのは「技術基準適合説明書」とする。
- 5 この省令の施行前に旧規則第五条第一項又は第二項の規定によりした通知は、新規規則第五条

- 第一項又は第三項の規定によりした通知とみなす。
- 6 この省令の施行前に指定証明機関が旧規則第五条第一項の規定によりした公示は、郵政大臣が新規規則第五条第二項の規定によりした公示とみなす。
- 7 前二項に定めるもののほか、この省令の施行前に旧規則の規定によりした手続その他の行為は、新規規則の相当する規定によりした手続その他の行為とみなす。
- 8 前項の規定にかかわらず、この省令の施行の際現にされている技術基準適合証明の申請及び当該申請に係る審査については、なお従前の例による。
- 9 この省令の施行前に旧規則第六条の規定により付された表示は、新規規則第六条の規定により付された表示とみなす。
- 附 則 （平成二一年三月八日郵政省令第二〇号）
- （施行期日）
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 2 この省令の施行の日以前に技術基準適合証明を受けた第八条第二十九号の無線設備は、この省令による改正後の第八条第二十九号の四の無線設備とみなす。
- 3 この省令の施行の際現に改正前の特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第八条第二十九号に係る区分について指定を受けている者は、この省令の施行の日、この省令による改正後の特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則第八条第二十九号の四に掲げる区分に係る指定証明機関の指定を受けたものとみなす。
- 附 則 （平成二一年一〇月八日郵政省令第七七号）
- この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （平成二一年一〇月一三日郵政省令第八二二二）
- この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第三号二の改正規定は、平成十二年一月一日から施行する。
- 附 則 （平成二一年二月三日郵政省令第五号） 抄
- （施行期日）
- 1 この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則 （平成二二年三月一日郵政省令第一二二）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 無線設備規則の一部を改正する省令（平成十二年郵政省令第十号。以下「改正省令」という。）による改正後の無線設備規則第四十九条の六の四に規定する符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備に係る技術基準適合証明機関の指定及び技術基準適合証明並びにこれらに關し必要な手続その他の行為は、改正省令の施行前においても行うことができる。

附 則（平成十二年三月一六日郵政省令第一七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年八月九日郵政省令第五〇号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十二年九月二七日郵政省令第六〇号） 抄

第一条 この省令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、使用することができる。この場合、改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して、使用することができる。

附 則（平成十三年四月一七日総務省令第六五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（有料道路自動料金收受システムの無線局に係る経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に改正前の証明規則（以下「旧規則」という。）第二条第三十二号及び第三十三号の無線設備として技術基準適合証明を受けている特定無線設備は、この省令の施行の日に、それぞれ改正後の証明規則（以下「新規則」という。）第一条第三十二号及び第三十三号の無線設備として技術基準適合証明を受けたものとみなす。

2 この省令の施行の際現に旧規則第二条第三十二号及び第三十三号の無線設備に係る法第三十八号の十六第一項の認証を受けている工事設計については、平成十四年三月三十一日までの間に限り、なおその効力を有する。この場合にお

いて、当該工事設計に基づく特定無線設備であつて証明規則第二十五条の規定により表示が付されたものは、それぞれ新規則第二条第三十二号及び第三十三号の無線設備として技術基準適合証明を受けたものとみなす。

3 この省令の施行の際現に旧規則第八条第三十六号及び第三十七号の区分に係る指定証明機関の指定を受けている者は、この省令の施行の日に、新規則第八条第三十六号及び第三十七号の区分に係る指定証明機関の指定を受けたものとみなす。

4 前項の者は、無線設備規則の一部を改正する省令（平成十三年総務省令第六十四号）附則第三条第三項の規定に基づき、旧規則第二条第三十二号及び第三十三号の無線設備について技術基準適合証明を行うことができる。

5 前項の規定により技術基準適合証明を受けた旧規則第二条第三十二号及び第三十三号の無線設備については、それぞれ新規則第二条第三十二号及び第三十三号の無線設備として技術基準適合証明を受けたものとみなす。

6 第一項、第二項及び前項の規定により新規則第二条第三十三号の無線設備として技術基準適合証明を受けたものとみなされた特定無線設備は、平成二十三年四月一日にその技術基準適合証明の効力を失う。

附 則（平成十三年五月二八日総務省令第七七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成十三年六月一日総務省令第八二号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から起算して一年を経過した日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に受けている携帯無線通信を行う陸上移動局又は非静止衛星に開設する人工衛星局の中継により携帯移動衛星通信を行う携帯移動地球局（以下「携帯移動通信を行う陸上移動局等」という。）に使用するための無線設備に係る技術基準適合証明及び法第三十八号の十六第一項の認証（以下「認証」という。）の効力は、この省令の施行後においてもなお有効とする。

3 この省令の施行の日前にされた携帯無線通信を行う陸上移動局等に使用するための無線設備（無線設備規則の一部を改正する省令（平成十

三年総務省令第八十一号）による改正後の設備規則第十四条の二第一項各号に該当するものを除く。）に係る技術基準適合証明又は認証の申請については、施行日以後に技術基準適合証明又は認証を行う場合においては、当該無線設備に係る技術基準適合証明又は認証の審査は、なお従前の例によるものとする。

附 則（平成十三年七月二日総務省令第九三号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前に技術基準適合証明を受けたこの省令による改正前の証明規則（第三項において「旧規則」という。）第八条第三号の四から第三号の七までの無線設備は、この省令の施行の日に、この省令による改正後の証明規則（第三項において「新規則」という。）第八条第三号の三から第三号の六までの技術基準適合証明を受けた無線設備とみなす。

3 この省令の施行の際旧規則第八条第三号の四から第三号の七までに係る区分について指定証明機関の指定を受けている者は、この省令の施行の日に、新規則第八条第三号の三から第三号の六までに係る区分について指定証明機関の指定を受けた者とみなす。

附 則（平成十三年七月二三日総務省令第九九号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成十三年法律第四十八号）の施行の日（平成十三年七月二十五日）から施行する。

附 則（平成十三年九月二一日総務省令第一一八号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の証明規則（以下「旧規則」という。）の規定により次の表の上欄に掲げる無線設備として技術基準適合証明を受けた特定無線設備及び法第三十八号の十六第一項の認証を受けた工事設計に基づく特定無線設備として技術基準適合証明を受けた特定無線設備及び法第三十八号の十六第一項の認証を受けた工事設計に基づく特定無線設備とみなす。

第八条第一号の無線設備

第八条第二号の無線設備	第二条第一号の二の無線設備
第八条第三号の無線設備	第二条第一号の三の無線設備
第八条第三号の二の無線設備	第二条第一号の四の無線設備
第八条第三号の三の無線設備	第二条第一号の五の無線設備
第八条第三号の四の無線設備	第二条第一号の六の無線設備
第八条第三号の五の無線設備	第二条第一号の七の無線設備
第八条第三号の六の無線設備	第二条第一号の八の無線設備
第八条第四号の無線設備	第二条第一号の九の無線設備
第八条第四号の二の無線設備	第二条第一号の十の無線設備
第八条第五号の無線設備	第二条第一号の十一の無線設備
第八条第五号の二の無線設備	第二条第一号の十二の無線設備
第八条第五号の三の無線設備	第二条第一号の十三の無線設備
第八条第五号の四の無線設備	第二条第一号の十四の無線設備
第八条第五号の五の無線設備	第二条第一号の十五の無線設備
第八条第六号の無線設備	第二条第二号の無線設備
第八条第六号の二の無線設備	第二条第二号の二の無線設備
第八条第七号の無線設備	第二条第三号の無線設備
第八条第七号の二の無線設備	第二条第三号の二の無線設備
第八条第八号の無線設備	第二条第四号の無線設備
第八条第八号の二の無線設備	第二条第四号の二の無線設備
第八条第八号の三の無線設備	第二条第四号の三の無線設備
第八条第八号の四の無線設備	第二条第四号の四の無線設備
第八条第九号の無線設備	第二条第五号の無線設備
第八条第十号の無線設備	第二条第六号の無線設備
第八条第十一号の無線設備	第二条第七号の無線設備

第八号第十二号の無線設備	第二号第八号の無線設備
第八号第十三号の無線設備	第二号第九号の無線設備
第八号第十四号の無線設備	第二号第十号の無線設備
第八号第十四号の二の無線設備	第二号第十号の二の無線設備
第八号第十四号の三の無線設備	第二号第十号の三の無線設備
第八号第十五号の無線設備	第二号第十一号の無線設備
第八号第十五号の二の無線設備	第二号第十一号の二の無線設備
第八号第十五号の三の無線設備	第二号第十一号の三の無線設備
第八号第十五号の四の無線設備	第二号第十一号の四の無線設備
第八号第十五号の五の無線設備	第二号第十一号の五の無線設備
第八号第十五号の六の無線設備	第二号第十一号の六の無線設備
第八号第十五号の七の無線設備	第二号第十一号の七の無線設備
第八号第十五号の八の無線設備	第二号第十一号の八の無線設備
第八号第十六号の無線設備	第二号第十二号の無線設備
第八号第十七号の無線設備	第二号第十三号の無線設備
第八号第十八号の無線設備	第二号第十四号の無線設備
第八号第十八号の二の無線設備	第二号第十四号の二の無線設備
第八号第十九号の無線設備	第二号第十五号の無線設備
第八号第十九号の二の無線設備	第二号第十五号の二の無線設備
第八号第十九号の三の無線設備	第二号第十五号の三の無線設備
第八号第二十号の無線設備	第二号第十六号の無線設備
第八号第二十一号の無線設備	第二号第十七号の無線設備

第八号第二十二号の無線設備	第二号第十八号の無線設備
第八号第二十三号の無線設備	第二号第十九号の無線設備
第八号第二十三号の二の無線設備	第二号第十九号の二の無線設備
第八号第二十三号の三の無線設備	第二号第十九号の三の無線設備
第八号第二十四号の無線設備	第二号第二十号の無線設備
第八号第二十五号の無線設備	第二号第二十一号の無線設備
第八号第二十六号の無線設備	第二号第二十二号の無線設備
第八号第二十七号の無線設備	第二号第二十三号の無線設備
第八号第二十七号の二の無線設備	第二号第二十三号の二の無線設備
第八号第二十七号の三の無線設備	第二号第二十三号の三の無線設備
第八号第二十八号の無線設備	第二号第二十四号の無線設備
第八号第二十九号の無線設備	第二号第二十五号の無線設備
第八号第二十九号の二の無線設備	第二号第二十五号の二の無線設備
第八号第二十九号の三の無線設備	第二号第二十五号の三の無線設備
第八号第三十号の無線設備	第二号第二十六号の無線設備
第八号第三十一号の無線設備	第二号第二十七号の無線設備
第八号第三十二号の無線設備	第二号第二十八号の無線設備
第八号第三十二号の二の無線設備	第二号第二十八号の二の無線設備
第八号第三十二号の三の無線設備	第二号第二十八号の三の無線設備

第八号第三十三号の無線設備	第二号第二十九号の無線設備
第八号第三十四号の無線設備	第二号第三十号の無線設備
第八号第三十五号の無線設備	第二号第三十一号の無線設備
第八号第三十五号の二の無線設備	第二号第三十一号の二の無線設備
第八号第三十五号の三の無線設備	第二号第三十一号の三の無線設備
第八号第三十六号の無線設備	第二号第三十二号の無線設備
第八号第三十七号の無線設備	第二号第三十三号の無線設備
第八号第三十七号の二の無線設備	第二号第三十三号の二の無線設備
第八号第三十七号の三の無線設備	第二号第三十三号の三の無線設備
第八号第三十八号の無線設備	第二号第三十四号の無線設備
第八号第三十九号の無線設備	第二号第三十五号の無線設備
第八号第四十号の無線設備	第二号第三十六号の無線設備
第八号第四十一号の無線設備	第二号第三十七号の無線設備
第八号第四十二号の無線設備	第二号第三十八号の無線設備
第八号第四十三号の無線設備	第二号第三十九号の無線設備

4 この省令の施行の際現に次の各号に掲げる区分に係る指定証明機関の指定を受けている者は、この省令の施行後においては、それぞれ当該各号に定める区分に係る指定証明機関の指定を受けている者とみなす。

一 旧規則第八号第七号、第十一号、第十二号、第十七号、第二十三号、第二十三号の二、第二十三号の三、第二十五号、第二十六号

3 この省令の施行前に、旧規則別表第五号の規定に基づき特定無線設備に付した技術基準適合証明番号及び証明番号並びに法第三十八条の十六第一項又は第三十八条の十七第六項の認証を受けた工事設計に付した認証番号の効力については、この省令による改正後の証明規則別表第五号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

5 この省令の施行の際現に旧規則第八号各号に掲げる区分のうち一の区分に限り指定証明機関の指定を受けている者は、平成十八年七月二十四日までの間に限り、引き続き当該指定を受けている区分に係る技術基準適合証明の業務及び法第三十八条の十六第一項の認証の業務を行うことができる。

二 旧規則第八号第二号、第三号、第三号の二、第三号の三、第三号の四、第三号の五、第三号の六、第十三号、第十四号、第十五号、第十五号の三、第十五号の五、第十五号の六、第十八号、第十八号の二、第十九号の二、第二十四号、第三十二号、第三十二号の二、第三十四号、第三十五号及び第三十五号の三に規定する無線設備 第二種特定無線設備

三 旧規則第八号第一号、第四号、第四号の二、第五号、第五号の二、第五号の三、第五号の四、第五号の五、第六号、第六号の二、第七号の二、第八号、第八号の二、第八号の三、第八号の四、第九号、第十号、第十四号の二、第十四号の三、第十五号の二、第十五号の四、第十五号の七、第十五号の八、第十六号、第十九号、第十九号の三、第二十号、第二十一号、第二十二号、第二十七号、第二十七号の二、第二十七号の三、第二十八号、第二十九号、第二十九号の二、第二十九号の三、第二十九号の四、第二十九号の五、第二十九号の六、第三十号、第三十一号、第三十二号の三、第三十三号、第三十五号の二、第三十五号の四、第三十七号、第三十八号、第三十九号、第四十号、第四十一号及び第四十三号に規定する無線設備 第三種特定無線設備

二 旧規則第八号第二号、第三号、第三号の二、第三号の三、第三号の四、第三号の五、第三号の六、第十三号、第十四号、第十五号、第十五号の三、第十五号の五、第十五号の六、第十八号、第十八号の二、第十九号の二、第二十四号、第三十二号、第三十二号の二、第三十四号、第三十五号及び第三十五号の三に規定する無線設備 第二種特定無線設備

2 無線設備規則の一部を改正する省令（平成十四年総務省令第二十一号）附則第六項の規定により申請のあったPHSの無線局に使用するための無線設備の技術基準適合証明及び法第三十八号の十六第一項の認証に係る法第三十八号の

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

（施行期日）

第二号 抄

附 則（平成十四年二月二十八日総務省令第二号）

5 この省令の施行の際現に旧規則第八号各号に掲げる区分のうち一の区分に限り指定証明機関の指定を受けている者は、平成十八年七月二十四日までの間に限り、引き続き当該指定を受けている区分に係る技術基準適合証明の業務及び法第三十八条の十六第一項の認証の業務を行うことができる。

二 旧規則第八号第二号、第三号、第三号の二、第三号の三、第三号の四、第三号の五、第三号の六、第十三号、第十四号、第十五号、第十五号の三、第十五号の五、第十五号の六、第十八号、第十八号の二、第十九号の二、第二十四号、第三十二号、第三十二号の二、第三十四号、第三十五号及び第三十五号の三に規定する無線設備 第二種特定無線設備

三 旧規則第八号第一号、第四号、第四号の二、第五号、第五号の二、第五号の三、第五号の四、第五号の五、第六号、第六号の二、第七号の二、第八号、第八号の二、第八号の三、第八号の四、第九号、第十号、第十四号の二、第十四号の三、第十五号の二、第十五号の四、第十五号の七、第十五号の八、第十六号、第十九号、第十九号の三、第二十号、第二十一号、第二十二号、第二十七号、第二十七号の二、第二十七号の三、第二十八号、第二十九号、第二十九号の二、第二十九号の三、第二十九号の四、第二十九号の五、第二十九号の六、第三十号、第三十一号、第三十二号の三、第三十三号、第三十五号の二、第三十五号の四、第三十七号、第三十八号、第三十九号、第四十号、第四十一号及び第四十三号に規定する無線設備 第三種特定無線設備

二 旧規則第八号第二号、第三号、第三号の二、第三号の三、第三号の四、第三号の五、第三号の六、第十三号、第十四号、第十五号、第十五号の三、第十五号の五、第十五号の六、第十八号、第十八号の二、第十九号の二、第二十四号、第三十二号、第三十二号の二、第三十四号、第三十五号及び第三十五号の三に規定する無線設備 第二種特定無線設備

二第六項の表示は、この省令による改正前の証明規則別表第五号の規定によるものとする。

附 則（平成一四年六月一四日総務省令第六二号）

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の証明規則（以下「旧規則」という。）第二条第十号、第十号の三、第十一号又は第十一号の二に定める無線設備に係る技術基準適合証明又は法第三十八号の十六第一項の認証（以下「技術基準適合証明等」という。）の効力は、この省令の施行後においてもなお有効とする。

3 この省令の施行の日前にされた旧規則第二条第十号、第十号の三、第十一号又は第十一号の二に定める無線設備に係る技術基準適合証明等の申請について、この省令の施行の日以後に技術基準適合証明等を行う場合においては、当該無線設備に係る技術基準証明等の審査は、なお従前の例によるものとする。

4 この省令の施行の日前に技術基準適合証明等を受けた旧規則第二条第十一号の三から第十一号の八までに定める無線設備は、それぞれこの省令による改正後の証明規則第二条第十一号から第十一号の六までの無線設備として技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

附 則（平成一四年九月一九日総務省令第九九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年一二月二〇日総務省令第一二六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年三月三一日総務省令第六二号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日以前に技術基準適合証明を受けた改正前の証明規則（以下「旧規則」という。）第二条第十九号の九の無線設備は、この省令による改正後の証明規則（以下「新規則」という。）第二条第十九号の十三の無線設備とみなす。

3 この省令の施行の際現に旧規則第八条の表第一種特定無線設備の項中第二条第十九号の九の

無線設備に係る区分について指定証明機関の指定を受けている者は、この省令の施行の日に、新規則第八条の表第一種特定無線設備の項中第二条第十九号の十三の無線設備に係る区分について指定証明機関の指定を受けたものとみなす。

附 則（平成一五年六月一九日総務省令第九二号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令による改正前の別表第五号で定める様式による表示は、改正後の同表で定める様式による表示とみなす。

附 則（平成一五年一〇月九日総務省令第一三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年一月二六日総務省令第二二二号）

（施行期日）

1 この省令は、電波法の一部を改正する法律（平成十五年法律第六十八号。以下「改正法」という。）の施行の日（平成十六年一月二十六日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則（以下「旧規則」という。）第十九条の規定により提出されている申請書は、この省令による改正後の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「新規則」という。）第十四条の規定により提出された届出書とみなす。

3 この省令の施行の際現に旧規則第十一条の改正を受けた測定器等は、この省令の施行の日から改正法による改正後の法（以下「新法」という。）第三十八条の四第一項の登録の更新の日までは、新法第三十八条の三第二項の二の改正等を受けたものとみなす。ただし、登録証明機関が新規則第六条第一項の技術基準適合証明又は第十七条第一項の工事設計認証のための審査に使用する測定器等は、当該改正を受けた日から一年以内のものに限る。

4 この省令の施行の際現に旧規則第十四条の規定により証明員として選任の届出がされている者であつて、同令第十二条第六号の規定により

同条第一号から第五号までに掲げる者のいずれかと同等以上の知識及び経験を有すると認められた者は、平成十九年八月十四日までは、新法別表第四に掲げる条件に適合する知識経験を有するものとみなす。

5 この省令の施行の際現にされている旧規則第三条の技術基準適合証明又は第二十二条の認証の申請に係る審査については、なお従前の例による。

6 この省令の施行の際現に改正法による改正前の法の規定により認可を受けている業務規程は、この省令の施行の日から起算して六月を経過する日（その期間内に新法第三十八条の十（同法第三十八条の二十四第三項並びに同法第三十八条の三十一第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により認可の申請があつた場合は、当該申請の認可があつた日）までは、同条の規定により認可を受けた業務規程とみなす。

7 この省令の施行の際現に旧規則第八条の表上欄に掲げる区分に属する同表下欄に掲げる特定無線設備の種別のうち一つの種別に限り指定証明機関の指定を受けている者は、平成十八年七月二十四日までの間に限り、新規則第十条の規定にかかわらず、引き続き当該指定を受けている特定無線設備の種別に係る技術基準適合証明の業務又は工事設計認証の業務を行うことができる。

8 第六項に定めるもののほか、この省令の施行前に旧規則の規定によりした処分、手続その他の行為は、新規則の相当する規定によりした処分、手続その他の行為とみなす。

9 旧規則の別表第五号で定める表示は、新規則の様式第七号で定める表示とみなす。

附 則（平成一六年三月一日総務省令第三二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年七月二二日総務省令第一〇六号）

（施行期日）

1 この省令は、電波法及び有線電気通信法の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十七号。附則第四項において「改正法」という。）の施行の日（平成十六年七月十二日）から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にこの省令による改正前の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規

則（以下「旧規則」という。）別表第一号一（三）アの表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて行われた申込設備の試験、旧規則別表第三号二において準用する旧規則別表第一号一（三）アの表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて行われた工事設計認証の求めに係る工事設計（当該求めに係る確認の方法を含む。）に基づく一の特定無線設備の試験又は旧規則別表第五号二（一）において準用する旧規則別表第一号一（三）アの表の四の欄の特定無線設備の種別に従つて行われた確認設備の試験は、それぞれこの省令による改正後の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「新規則」という。）別表第一号一（三）アの表の四の欄のうち当該申込設備が該当する特定無線設備の種別に従つて行われた試験、新規則別表第三号二において準用する新規則別表第一号一（三）アの表の四の欄のうち当該一の特定無線設備が該当する特定無線設備の種別に従つて行われた試験又は新規則別表第五号二（一）において準用する新規則別表第一号一（三）アの表の四の欄のうち当該確認設備が該当する特別特定無線設備の種別に従つて行われた試験とみなす。

3 この省令の施行前に旧規則様式第七号注4の表の特定無線設備の種別に従い定められた特定無線設備の技術基準適合証明番号若しくは認証工事設計に基づく特定無線設備の工事設計認証番号又は旧規則様式第十四号注4の規定により旧規則様式第七号注4の表の特定無線設備の種別に従い定められた届出工事設計に基づく特別特定無線設備の識別番号は、それぞれ新規則様式第七号注4の表のうち当該特定無線設備が該当する特定無線設備の種別に従い定められた技術基準適合証明番号若しくは工事設計認証番号又は新規則様式第十四号注4の規定により新規則様式第七号注4の表のうち当該特別特定無線設備が該当する特定無線設備の種別に従い定められた識別番号とみなす。

4 この省令の施行の際特定無線設備の技術基準適合証明に関する規則の一部を改正する省令（平成十六年総務省令第二二二号）附則第六項の規定により改正法による改正前の電波法第三十八条の十（同法第三十八条の二十四第三項並びに同法第三十八条の三十一第四項及び第六項において準用する場合を含む。）の規定により認可を受けたとみなされる業務規程は、同令の施行

の日から起算して六月を経過する日（その期間内に改正法による改正後の電波法第三十八条の十（同法第三十八条の二十四第三項並びに同法第三十八条の三十一第四項及び第六項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により届出があった場合は、当該届出があった日）までは、改正法による改正後の電波法第三十八条の十の規定により届け出た業務規程とみなす。

附 則（平成一七年三月三十一日総務省令第六五号）

この省令は、所得税法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。

附 則（平成一七年四月五日総務省令第七四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年五月一三日総務省令第八五号）

1 この省令は、平成十七年五月十六日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の証明規則の規定により次の表上欄に掲げる無線設備として技術基準適合証明を受けた特定無線設備又は工事設計認証を受けた工事設計に基づく特定無線設備は、それぞれ同表下欄に掲げるこの省令による改正後の証明規則の規定により技術基準適合証明を受けた特定無線設備又は工事設計認証を受けた工事設計に基づく特定無線設備とみなす。

無線設備 第二条第一項第十九号の五の無線設備	第二条第一項第十九号の五の無線設備
無線設備 第二条第一項第十九号の九の無線設備	第二条第一項第十九号の九の無線設備
無線設備 第二条第一項第十九号の十の無線設備	第二条第一項第十九号の十の無線設備
無線設備 第二条第一項第十九号の七の無線設備	第二条第一項第十九号の七の無線設備
無線設備 第二条第一項第十九号の十一の無線設備	第二条第一項第十九号の十一の無線設備

無線設備 第二条第一項第十九号の八の無線設備	第二条第一項第十九号の八の無線設備
無線設備 第二条第一項第十九号の十二の無線設備	第二条第一項第十九号の十二の無線設備
無線設備 第二条第一項第十九号の十三の無線設備	第二条第一項第十九号の十三の無線設備
無線設備 第二条第一項第十九号の十一の無線設備	第二条第一項第十九号の十一の無線設備

3 この省令の施行の日前にされた前項の表上欄の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めについては、この省令による改正後の証明規則の規定による同表下欄の無線設備に係る技術基準適合証明又は工事設計認証の求めがあったものとみなす。

附 則（平成一七年五月一六日総務省令第九四号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の証明規則第二条第一項第十九号の三の無線設備（以下「旧無線設備」という。）に係る技術基準適合証明又は工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）の効力は、この省令の施行後においてもなお有効とする。

3 この省令の施行の日前にされた旧無線設備に係る技術基準適合証明等の求めにあって、この省令の施行の日以後に技術基準適合証明等を行う場合においては、当該無線設備に係る技術基準適合証明等の審査は、なお従前の例によるものとする。

4 旧無線設備に係る技術基準適合証明等を受けた者は、プログラム（電子計算機に対する指令であつて一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を書き換えることにより当該無線設備をこの省令による改正後の証明規則第二条第一項第十九号の三の無線設備（五、一七〇MHz、五、一八〇MHz、五、一九〇MHz、五、二〇〇MHz、五、二一〇MHz、五、二二〇MHz、五、二三〇MHz又は五、二四〇MHzの周波数の電波を使用する無線局に使用するものに限る。）とする変更の工事を行おうとする場合には、この省令の施行の日から平成二十年五月三十一日までの間に限り、当該技術基準適合証明等を行った登録証明機関に、次の各号に掲げる事項を記載した書類を提出して、工事設計認証を求めることができる。

一 プログラムの書換えにより変更の工事を行おうとする無線設備の技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号

二 プログラムの書換えの方法

三 プログラムの書換えが確実になされるために講じられる措置（他の者によって容易に書き換えられないために講じられるものを含む。）の概要

四 プログラムの書換えがなされた無線設備の判別の方法

5 前項の規定により書類を提出して工事設計認証を受けた者が、この省令の施行の日から平成二十三年五月三十一日までの間に限り、同項第二号の方法に基づきプログラムを書き換えることにより、旧無線設備を当該工事設計認証を受けた工事設計に合致させ、法第三十八条の二十五第二項の規定による義務を履行したときは、法第三十八条の七第一項又は法第三十八条の二十六の規定により当該無線設備に付されていた表示は、当該者が法第三十八条の七第三項の規定により除去し、かつ、法第三十八条の二十六の規定により当該工事設計に基づく無線設備について付したものとみなす。

6 附則第四項の規定により書類の提出を受けて工事設計認証を行った登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第二項の規定により報告をしようとするときは、証明規則第十七条第四項の報告書に同項各号に掲げる事項を記載した書類を添えて総務大臣に提出しなければならない。

7 総務大臣は、前項の規定による書類が添えられた報告を受けた場合には、証明規則第十四条第五項に規定する事項のほか、附則第四項第一号に掲げる事項についても公示するものとする。

附 則（平成一七年八月九日総務省令第二〇号）

この省令は、平成十七年十二月一日から施行する。ただし、第八条第一項、第二十条、第二十七条及び第三十六条の改正規定、別表第一号一（三）アの表の注7の改正規定並びに別表第二号第三の注2の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成一七年一月二五日総務省令第一五七号）

この省令は、平成十七年十二月一日から施行する。

附 則（平成一八年一月二四日総務省令第八号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年一月二五日総務省令第一一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年五月三十一日総務省令第九四号）

この省令は、平成十八年七月三十一日から施行する。

附 則（平成一八年八月一日総務省令第一〇六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一八年八月一日総務省令第一〇六号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 無線設備規則の一部を改正する省令（平成十八年総務省令第五五号）附則第二項に規定する無線局の無線設備に対する改正後の別表第一号一（三）ウの規定の適用については、「第四十九号の二十七第六号、第七号及び第九号」とあるのは、「第四十九号の二十七第六号及び第七号」とする。

附 則（平成一八年二月二〇日総務省令第一四六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年一月三十一日総務省令第七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年三月二九日総務省令第四二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年五月二四日総務省令第六三三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年六月二八日総務省令第七五号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一九年六月二八日総務省令第七五号）

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 この省令の施行の際現に付されているこの省令による改正前の証明規則（以下「旧規則」という。）第二条第一項第十九号、第十九号の三、第十九号の五、第十九号の八、第十九号の九、第十九号の十又は第十九号の十一に掲げる特定無線設備に係る表示は、当分の間、なお従前の例による。

3 この省令の施行の際現にされている旧規則第二條第一項第十九号、第十九号の三、第十九号の三の二、第十九号の五、第十九号の六、第十九号の七、第十九号の八、第十九号の九、第十九号の十若しくは第十九号の十一に掲げる特定無線設備に係る法第三十八條の六の技術基準適合証明又は法第三十八條の二十四第一項の工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）の求めの審査は、なお従前の例による。 4 前項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における審査により技術基準適合証明等を受けた無線設備に付する表示は、なお従前の例による。 附 則（平成一九年八月一日総務省令第九〇号） 1 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置） 2 この省令の施行の際現に付されているこの省令による改正前の証明規則（以下「旧規則」という。）第二條第一項第二十五号の四に掲げる特定無線設備に係る表示は、なお従前の例による。 3 この省令の施行の際現にされている旧規則第二條第一項第二十五号の四に掲げる特定無線設備に係る法第三十八條の六の技術基準適合証明又は法第三十八條の二十四第一項の工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）の求めの審査は、なお従前の例による。 4 前項の規定により、なお従前の例によることとされる場合における審査により技術基準適合証明等を受けた無線設備に付する表示は、なお従前の例による。 附 則（平成一九年一月二九日総務省令第一四六号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成一九年二月二七日総務省令第一五六号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成二〇年二月一日総務省令第七号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成二〇年五月八日総務省令第六三号） 抄	1（施行期日） この省令は、平成二十年七月一日から施行する。 附 則（平成二〇年五月三〇日総務省令第七〇号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成二〇年七月一七日総務省令第八四号） 1 この省令は、公布の日から施行する。（経過措置） 2 この省令による改正前の証明規則（以下「旧規則」という。）第二條第一項第六号に掲げる無線設備（法第二十七條の十八の登録を受けた者が開設した、又は当該登録を受けようとする者が開設しようとするものに限る。）に係る旧規則様式第七号による表示は、この省令による改正後の証明規則（以下「新規則」という。）第二條第一項第六号の二又は第六号の三に掲げる無線設備に係る新規則様式第七号による表示とみなす。 附 則（平成二〇年八月二九日総務省令第九七号） 1（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。（三四七・七MHzを超え三五一・九MHz以下又は四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用する簡易無線局に係る経過措置） 第二條 この省令の施行の際現に付されているこの省令による改正前の証明規則（以下「旧規則」という。）第二條第一項第四号の二に掲げる特定無線設備（F二D又はF三E電波四〇〇MHz帯の周波数の電波を使用するものに限る。）及び同項第四号の三に掲げる特定無線設備（以下「旧設備」という。）に係る表示は、令和六年十二月一日以降は、当該表示が付されていないものとみなす。 2 法第三十八條の五の登録証明機関は、この省令の施行の日から平成二十四年十一月三十日までの間、旧設備に係る技術基準適合証明又は工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）を行うことができる。 3 この省令の施行の際現に行われている、又は前項の規定によりされる旧設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、平成二十四年十一月三十日までの間、なお従前の例による。 4 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により技術基準適合証明等を受けた	旧設備に付する表示は、令和六年十二月一日以降は、当該表示が付されていないものとみなす。 （二、四〇〇MHz以上二、四八三・五MHz以下又は二、四七一MHz以上二、四九七MHz以下の周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局に係る経過措置） 第三條 この省令の施行の際現に付されている旧規則第二條第一項第十九号又は第十九号の二に掲げる特定無線設備に係る表示は、なお従前の例による。 2 この省令の施行の際現にされている旧規則第二條第一項第十九号又は第十九号の二に掲げる無線設備に係る技術基準適合証明等の求めの審査は、なお従前の例による。 3 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により技術基準適合証明等を受けた無線設備に付する表示は、なお従前の例による。 附 則（平成二〇年九月一八日総務省令第一〇二号） この省令は、電波法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十年十月一日）から施行する。 附 則（平成二〇年十一月二八日総務省令第一二六号） 抄 1（施行期日） この省令は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の施行の日（平成二十年十二月一日）から施行する。 附 則（平成二〇年十二月二日総務省令第一三六号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成二二年三月一七日総務省令第二三三号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成二二年四月三日総務省令第四四号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成二二年六月八日総務省令第五九号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成二二年六月二五日総務省令第六八号） 1（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。（経過措置）	2 この省令の施行の際現に付されている四〇四・五MHzの周波数の電波を使用する気象援助局（ラジオゾンデのものに限る。）の無線設備に係る表示についての証明規則の規定の適用については、なお従前の例による。 3 四〇四・五MHzの周波数の電波を使用する気象援助局（ラジオゾンデのものに限る。）の無線設備に係る技術基準適合証明又は工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）の求めの審査は、この省令の施行の日から起算して十年を経過する日までの間に限り、なお従前の例によることができる。 4 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により技術基準適合証明等を受けた無線設備に付する表示についての証明規則の規定の適用については、第二項の規定を準用する。 附 則（平成二二年六月三〇日総務省令第七二二号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成二二年一〇月二日総務省令第九七号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成二二年十一月二四日総務省令第一一三三号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成二二年一月一九日総務省令第五五号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成二二年四月二〇日総務省令第四八八号） 1（施行期日） この省令は、公布の日から施行する。（経過措置） 2 この省令の施行の日から平成二十八年十二月三十一日までの間、施行規則第四條の四第二項第二号に規定する超広帯域無線システムの無線局の無線設備に対するこの省令による改正後の証明規則第二條第一項第四十七号の二中「二四・二五」とあるのは「二二」とし、別表第二号第三中「24・25GHz以上」とあるのは「22GHz以上」とする。 附 則（平成二二年四月二三日総務省令第五七号） この省令は、公布の日から施行する。 附 則（平成二二年四月二八日総務省令第五八号）
---	--	---	---

規定する技術基準適合自己確認は、この省令の施行後においてもなお効力を有する。

附 則 (平成二五年一月二二日総務省令第一二二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二六年一月一日から施行する。

附 則 (平成二六年八月七日総務省令第六六号) 抄

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年八月八日総務省令第六七号)

この省令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二六年九月一日)から施行する。

附 則 (平成二六年九月二六日総務省令第七五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年二月一〇日総務省令第五号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年三月一七日総務省令第一四号)

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年三月一七日総務省令第一四号)

(施行期日)

2 この省令の施行の際現に受けている一八GHz帯の周波数の電波を使用する公共業務用固定局の無線設備及び二二GHz帯、二六GHz帯又は三八GHz帯の周波数の電波を使用する陸上移動業務の無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明及び法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証(以下「技術基準適合証明等」という。)は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

附 則 (平成二九年七月二二日総務省令第五〇号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年八月二九日総務省令第五七号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月一日総務省令第五九号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月一日総務省令第五九号)

(施行期日)

4 前項の規定によりなお従前の例によることとされる審査により無線設備が受けた技術基準適合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

合証明等は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

附 則 (平成二七年八月一三日総務省令第七〇号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年二月二六日総務省令第九五号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年二月二六日総務省令第九六号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年二月三〇日総務省令第九九号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二七年二月二二日総務省令第一〇五号)

(施行期日)

この省令は、電気通信事業法等の一部を改正する法律(平成二七年法律第二十六号)の施行の日から施行する。

附 則 (平成二八年八月三〇日総務省令第八二号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年八月三二日総務省令第八三三号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年三月一日総務省令第七号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年七月五日総務省令第四五号)

(施行期日)

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年七月二二日総務省令第五〇号)

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年八月二九日総務省令第五七号)

(施行期日)

規定による改正前の証明規則第二条第一項第十

号、第十一号の二十、第十一号の二十の二又は第十一号の二十の三の規定に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証(以下「技術基準適合証明等」という。)は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

附 則 (平成二九年九月四日総務省令第六〇号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月四日総務省令第六〇号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月四日総務省令第六〇号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月四日総務省令第六〇号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月四日総務省令第六〇号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月四日総務省令第六〇号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月四日総務省令第六〇号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月四日総務省令第六〇号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月四日総務省令第六〇号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月四日総務省令第六〇号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月四日総務省令第六〇号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

項第四号の七の無線設備に係る技術基準適合証明等を受けたものとみなす。

附 則 (平成二九年九月二二日総務省令第六三三号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月二二日総務省令第六三三号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月二二日総務省令第六三三号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月二二日総務省令第六三三号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月二二日総務省令第六三三号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月二二日総務省令第六三三号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月二二日総務省令第六三三号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月二二日総務省令第六三三号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月二二日総務省令第六三三号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月二二日総務省令第六三三号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二九年九月二二日総務省令第六三三号) 抄

(施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。

る。この場合、この省令による改正前の様式又は書式により調製した用紙を修補して使用することができる。

3 この省令の施行の際現に受けているこの省令による改正前の証明規則第二条第一項第四号の無線設備に係る技術基準適合証明又は工事設計認証は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

4 この省令の施行の際現に付されているこの省令による改正前の証明規則第二条第一項第四号に掲げる特定無線設備に係る表示は、なお従前の例による。

附則（平成三十一年一月二四日総務省令第四号）抄

1（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三十一年二月八日総務省令第六号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（平成三十一年三月二七日総務省令第二十四号）

1（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に第三条の規定による改正前の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「証明規則」という。）第二条第一項第六号及び第六号の二の無線設備に係る電波法（以下「法」という。）第三十八条の二の第二項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）を受けている無線設備は、それぞれ第三条の規定による改正後の証明規則第二条第一項第六号及び第六号の二の無線設備に係る技術基準適合証明等を受けている無線設備とみなす。

3 この省令の施行の際現にされている第三条の規定による改正前の証明規則第二条第一項第六号及び第六号の二の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めについては、それぞれ第三条の規定による改正後の証明規則第二条第一項第六号及び第六号の二の無線設備に係る技術基準適合証明等の求めとみなす。

附則（平成三十一年四月二二日総務省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年五月二〇日総務省令第八号）抄

1（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二〇日総務省令第一六号）抄

1（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和元年六月二八日総務省令第一九号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附則（令和元年七月二一日総務省令第二七号）

1（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に受けている第三条の規定による改正前の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「証明規則」という。）（以下「旧証明規則」という。）第二条第一項第十九号、第十九号の三から第十九号の三の三まで又は第七十三号から第七十五号までに規定する無線設備（以下「旧小電力データ通信システムの無線局等の無線設備」という。）に係る電波法（以下「法」という。）第三十八条の二の第二項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なおその効力を有する。

3 旧小電力データ通信システムの無線局等の無線設備については、この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に限り、この省令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例により技術基準適合証明等を受けることができる。この場合において、当該技術基準適合証明等の効力については、前項の規定を準用する。ただし、旧証明規則第二条第一項第十九号の三から第十九号の三の三まで又は第七十三号から第七十五号までに規定する無線設備に係る技術基準適合証明等と第三条の規定による改正後の証明規則第二条第一項第十九号の三又は第七十三号から第七十五号までに規定する無線設備に係る技術基準適合証明等を重ねて受けることはできないものとする。

4 この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までに工事設計認証を受けた旧小電力データ通信システムの無線局等の無線設備に係る

1 タ通信システムの無線局等の無線設備に係る認証工事設計について新たな工事設計認証を受ける場合は、前項本文の規定にかかわらず、なお従前の例により工事設計認証を受けることができる。この場合において、新たな工事設計認証の効力については、附則第二項の規定を準用する。

附則（令和元年十一月二〇日総務省令第五八号）

この省令は、電波法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和元年十一月二十日）から施行する。

附則（令和二年一月三〇日総務省令第四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年四月二二日総務省令第四三三号）

1（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現になされている法第三十八条の六第一項（法第三十八条の三十一第四項において準用する場合を含む。）に基づく技術基準適合証明の求め又は法第三十八条の二十四第二項（法第三十八条の三十一第六項において準用する場合を含む。）に基づく工事設計認証の求めについては、法第三十八条の五第一項で定める登録証明機関又は法第三十八条の三十一第二項に定める承認証明機関は、この省令による改正後の特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則別表第二号の様式にかかわらず、なお従前の様式により工事設計の審査を行うことができる。

附則（令和二年八月二七日総務省令第七八号）抄

1（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年一〇月三〇日総務省令第九九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年十一月一九日総務省令第一〇五号）

この省令は、令和二年十二月一日から施行する。

附則（令和二年十一月三〇日総務省令第一〇八号）抄

（施行期日）

1 この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和二年十二月一八日総務省令第一一九号）抄

1（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年八月二〇日総務省令第七九号）

この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年八月三一日総務省令第八七号）抄

1（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

附則（令和三年九月一日総務省令第九三三号）抄

1（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

3 この省令の施行前に受けている電波法第百三条の二十五項第三号の規定による総務大臣の確認については、なおその効力を有する。

附則（令和三年十一月二九日総務省令第一〇三三号）抄

1（施行期日）
この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

6 この省令の施行の際現に特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「証明規則」という。）第二条第一項第十一号の十九から第十一号の十九の三まで、第十一号の三十一、第十一号の三十二、第十一号の三十四、第五十四号又は第五十四号の六のいずれかに規定する陸上移動局の無線設備として工事設計認証を受けた陸上移動局の特定無線設備（この省令の施行前に当該特定無線設備に係る工事設計認証の求めがあり、施行後に当該特定無線設備に係る工事設計認証を受けたものを含む。以下「既認証取得特定無線設備」という。）と、この省令による改正後の証明規則第二条第一項第十一号の二十一に規定する陸上移動局の特定無線設備（二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数のみを使用するものに限る。以下「改正対象特定無線設備」という。）とが従前より一の無線設備を構成し、当該一の無線設備を構成する特定無線設備がこの省令による改正前又は改正後の証明規則第二条第一項第十一号の二十一に規定する陸上移動局の特定無線設備として工事設計認証を受けていない場合において

力電

つては陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）に限る。

15 設備規則第四十九条の六第二項に規定する無線設備（再生中継方式（設備規則第四十九条の二十九第四項第三号に規定する再生中継方式をいう。以下同じ。）以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備、設備規則第四十九条の六の十第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、設備規則第四十九条の二十八第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）、又は設備規則第四十九条の二十九第四項に規定する無線設備（再生中継方式以外の中継方式による中継を行うものに限る。）にあつては、実施する試験項目に増幅度特性を含む。

16 設備規則第四十九条の六の六第四項に規定する無線設備を除く。

17 設備規則第九条の二第六項に規定するデータ伝送装置を使用する無線局の無線設備に限る。

18 設備規則第五十四条の二の二に規定するラジオゾンデに限る。

19 再生中継方式以外の中継方式による中継を行う無線局の無線設備を除く。

20 占有周波数帯幅が二、二五〇MHzを超え五GHz以下のものを除く。

21 携帯用位置指示無線標識のうち、G－B電波を使用するものに限る。

22 携帯用位置指示無線標識のうち、A三X電波を使用するものに限る。

23 二、四八三・五MHzを超え二、四九四MHz以下の周波数の電波を使用するものを除く。

イ 申込設備のうちに送信装置又は受信装置以外の装置がある場合には、当該装置についても総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により試験を行う。

ウ 申込設備が第二条第一項第四号の五、第四号の六、第九号、第十一号の三、第十一号の四、第十一号の五（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の六（符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であ

つて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の七、第十一号の八、第十一号の九（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十（時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の無線設備であつて陸上移動局が使用する周波数の電波を送信するものに限る。）、第十一号の十一、第十一号の十二、第十一号の十三（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十一号の十四（陸上移動局に使用するためのものに限る。）、第十四号、第二十五号の三、第二十五号の二、第二十八号、第二十八号の二、第二十八号の二の三、第二十八号の二の四、第三十号の二、第三十号の三、第四十六号、第四十七号、第四十七号の二、第四十七号の三、第四十七号の四、第五十七号、第五十七号の二、第五十七号の三又は第五十七号の四である場合には、総合動作特性試験器等を使用して、当該申込設備の総合動作試験（設備規則第三十七条、第三十七号の二十七の十第四項、第三十七号の二十七の二十五第三項、第四十五条の二十一第一号イからニまで、第二号ロ及びハ並びに第三号、第四十九号の六の四第一項第一号ロ及びハ、同項第二号ロ並びに第二項第一号イ及び第二号、第四十九号の六の五第一項第一号イ及びハ並びに第二項第一号から第三号まで、第四十九号の六の六第一項第一号ロ及びハ並びに第三項第一号、第四十九号の七第一号ロ（４）、第四十九号の八の三第二項第二号、第四十九号の十八第一号イ（１）から（３）まで並びにロ（２）及び（３）、同条第二号イ（１）及び（３）から（５）まで、第四十九号の二十三第一号イ（２）、同条第二号イ（１）及び（２）、第四十九号の二十三の三第一号イ及び第二号イ、第四十九号の二十三の四、第四十九号の二十四の二第一号ロからハまで並びに第二号イ及びロ、第四十九号の二十四の三第一号及び第二号ロ、第四十九号の二十七第一項第五号、第六号及び第八号、同条第二項、同条第三項第四号、同条第四項第四号、第五十四号第二号ヘからチまで、第五十四号の三第一項第三号から第六号まで、同条第二項第三号から第八号まで、第五十七号の二の二第三項又は第五十七号の三の二第三項に

定める条件への適合を総務大臣が別に告示する試験方法又はこれと同等以上の方法により審査する試験をいう。）を行う。

二 同時に申込みされた同一の工事設計に基づく二以上の申込設備の審査において、当該申込設備が一の者の工事に係るものである場合は、当該申込設備のうちの一部のものについて特性試験を行った結果、当該申込設備のうちの他のものが工事設計に合致していることが合理的に推定できるときは、当該その他の申込設備について、特性試験を省略することができる。

三 申込設備の写真等（特定無線設備の部品の配置及び外観を示す写真又は図であつて寸法を記入したものを含む。以下同じ。）並びに特性試験の試験が次の各号に適合することを示す書類及び当該試験の結果を記入した書類が提出された場合は、当該申込設備の提出を要しないものとし、申込設備に代えて当該申込設備の写真等と申込設備の工事設計書とを対比照合することにより対比照合審査を、また、特性試験に代えて当該試験が次の各号に適合することを示す書類及び当該試験結果を記載した書類により適合性の審査を行うことができる。この場合において、登録証明機関は、提出された書類が次の各号に適合するものであるかどうかの確認を適切に行わなければならない。

(1) 法第二十四条の二第四項第二号の校正等を受けた測定器等を使用して試験を行ったものであること。

(2) 別表第一号一（３）に規定する特性試験の方法に従つて行つた試験であること。

別表第二号 工事設計の様式（別表第一号一（１）関係）

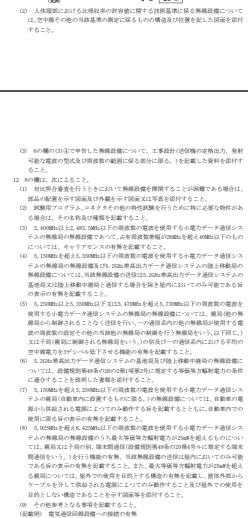
別表第二号 工事設計の様式（設備第一号一（１）関係）
備考 一 表の右の欄に示す工事に必要と認められる無線設備の構成に適合するものとする。

項目	区	区
1	設備形式	(1) 無線設備の種類 (2) 無線設備の構成
2	(1) 定額出力 (2) 電 圧 (3) 電 流 (4) 特 定 電 圧	(1) 無線設備の種類 (2) 無線設備の構成
3	空中線	(1) 空中線の構造 (2) 空中線の寸法
4	無線設備の構成及び寸法	(1) 無線設備の種類 (2) 無線設備の構成 (3) 無線設備の寸法
5	その他の工事設計	(1) 無線設備の種類 (2) 無線設備の構成 (3) 無線設備の寸法
6	設計図書	(1) 無線設備の種類 (2) 無線設備の構成 (3) 無線設備の寸法

注 1 1号欄は、「無線設備の種類」、「無線設備の構成」、「無線設備の寸法」又は「無線設備の寸法」のいずれかを示す。2号欄は、「無線設備の種類」、「無線設備の構成」、「無線設備の寸法」のいずれかを示す。3号欄は、「無線設備の種類」、「無線設備の構成」、「無線設備の寸法」のいずれかを示す。4号欄は、「無線設備の種類」、「無線設備の構成」、「無線設備の寸法」のいずれかを示す。5号欄は、「無線設備の種類」、「無線設備の構成」、「無線設備の寸法」のいずれかを示す。6号欄は、「無線設備の種類」、「無線設備の構成」、「無線設備の寸法」のいずれかを示す。

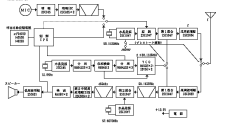
- (2) 無線設備系統図のうち受信装置に係るものは、真空管、半導体又は集積回路の名称及び用途、各段の周波数(受信周波数と第1局部発振部の周波数との高低の関係を含む。)並びに通過帯域幅(中心下りの幅とする。)を記載すること。
(記載例)

- | 種別及び型式又は名称 | 方式・規格等 |
|-----------------------------------|--------|
| 車 座 状 椅 座 器 具
設備用固定椅子のみに限定する機器 | |
- 10 の欄は、次によること。
- (イ) ①は、第6条第2号に掲げる特定無線機器の場合には、同一の機体に認められる同項第2号に掲げる特定無線機器の種類、製造者名及び型式又は名称を記載すること。
 - (ロ) ②は、中込品に該当し、かつ最小公称電力が2W以上の電波計について、電波法第9条に規定する技術基準に適合していることを申込者が確認し、□に印をつけること。



注1 1の欄は、「単位方式」、「単向通貸方式」のように記載すること。

注1 1の欄は、「単信方式」、「単向通信方式」のように記載すること。

[illegible]

- | | | | |
|-----------------------------------|---|--------------------|---|
| 7. 測試方式 | | | |
| 註
釋 | 3 | (31) 定額出力 | (32) 假想可能之電壓之
型式及口頭次數之概
算 |
| | (33) 假 定 | (40) 突 跳 | |
| | (34) 最大電力密度 | | |
| | (40) 成用波源波源 | | |
| | (7) 製造者名稱 | 製造者名 | 型式又は名称 |
| 8. 本設備に使用可能な電
源の型式及び周波数の概
算 | | | |
| 4 | (31) 型式及び構成 | (32) 制 造 者 | (33) 周波数 |
| | (40) 製造品 | (33) 製造場所及び
製造者 | |
| 5. 製造者
の署名 | ☐ 有 ☐ 無 | | ☐ 有 ☐ 無 |
| | ☐ 有 ☐ 無 | | ☐ 有 ☐ 無 |
| 6. 同装置の内部構造及び型
式又は名称 | | | |

2. 評価方式	評価方式					
	(1) 定額給付			(3) 無効申請と無効取消の型式及び再検査数の割合		
	(2) 率			(4) 差 調		
	(5) 最大能力達成率					
	(6) 故障率改善率					
	(7) 製造者名	製造者名	型式及び名称	製造番号		
	3. 受検機種の受検申請と受検取消の型式及び再検査数の割合					
4. 備考	(1) 型式及び機種	(2) 欠 陥	(3) 再検査数			
	(4) 検査回数	(5) 故障率改善率				
5. 検査結果	☐ 有 ☐ 無 ☐ インターネット ☐ 有 ☐ 無		☐ 有 ☐ 無 ☐ 差 ☐ 調		☐ 有 ☐ 無 ☐ 差 ☐ 調	
6. 評価結果	☐ 合格 ☐ 不合格 ☐ 再検査		☐ 合格 ☐ 不合格 ☐ 再検査			

[illegible][illegible]

- [illegible]

した資料並びに空中線その他の当該技術基準の測定に係るもの、構造及び位置を記した図面を添付し、設備規則第14条の2第3項の同一の様式に収められた他の無線設備があるときは、当該他の無線設備の空中線の構造及び位置を記した図面並びに工事設計（通称方式、送信機及び空中線に係る部分に限る。）を記載した資料を添付すること。

- (4) 設備規制第14条の2第2項に規定する人体曝露における比吸収率の許容値に関する技術基準に係る無線電波については、空中線その他の当該基準の算定に係るもの構造及び配置を記した図面を添付すること。
- (5) 無線のQ④で示した無線設備について、工事設計(送受信機の定出力、発射可能な電波の型式及び周波数に係る部分に限る。)を記載した資料を添付すること。
- 17 11の項は、次によること。
- (1) 対内適合審査を行うときにおいて無線設備を調製することが困難である場合は、該品を調製する図面及び試験を添付又は写真を添付すること。
- (2) 採用プログラム、ロケータその他の動作説明又は説明に付する必要な物件が

第六 第2条第1項第37号、第37号の2又は第37号の4に規定する放送局に使用するための

工 事 設 計 書			
1	建設方式		
2 建設機械	(1) 定額出力	(2) 燃料消費可能な型式及び消費量の範囲	
	(3) 燃 油 量		
	(4) 変 速 機		
	(5) 製造者等	製造者名	型式又は名称
3 その他機械	(1) 透過率制御		
	(2) 製造者等	製造者名	型式又は名称
4	立 降 機	(1) 型式及び構成	(2) 総 荷
5	附属装置等の種類及び製造者等		

4	その工事の設計	151	電圧降下計算に規定する計算系は電圧降下率の電圧降下率
		152	電圧降下計算に規定する計算系は電圧降下率の電圧降下率
		153	電圧降下計算に規定する計算系は電圧降下率の電圧降下率
		154	電圧降下計算に規定する計算系は電圧降下率の電圧降下率
5	その工事の設計	155	電圧降下計算に規定する計算系は電圧降下率の電圧降下率
		156	電圧降下計算に規定する計算系は電圧降下率の電圧降下率
		157	電圧降下計算に規定する計算系は電圧降下率の電圧降下率
		158	電圧降下計算に規定する計算系は電圧降下率の電圧降下率
6	その工事の設計	159	電圧降下計算に規定する計算系は電圧降下率の電圧降下率
		160	電圧降下計算に規定する計算系は電圧降下率の電圧降下率
		161	電圧降下計算に規定する計算系は電圧降下率の電圧降下率
		162	電圧降下計算に規定する計算系は電圧降下率の電圧降下率
7	その工事の設計	163	電圧降下計算に規定する計算系は電圧降下率の電圧降下率
		164	電圧降下計算に規定する計算系は電圧降下率の電圧降下率
		165	電圧降下計算に規定する計算系は電圧降下率の電圧降下率
		166	電圧降下計算に規定する計算系は電圧降下率の電圧降下率
8	その工事の設計	167	電圧降下計算に規定する計算系は電圧降下率の電圧降下率
		168	電圧降下計算に規定する計算系は電圧降下率の電圧降下率
		169	電圧降下計算に規定する計算系は電圧降下率の電圧降下率
		170	電圧降下計算に規定する計算系は電圧降下率の電圧降下率

注1 1の欄は、「超短波放送標準方式」、「超短波音声多重放送及び超短波文字多重放送標準方式」。

準方式」、「標準テレビジョン放送(デジタル放送)標準方式」又は「高解像度テレビジョン放送(デジタル放送)標準方式」のように記載すること。

2 2の(1)の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格

の値を記載すること。なお、定格出力を低下させて使用する場合は、定格出力、その

低下させる方法及びその低下後の出力を記載することとし、また、可変設定する場合は、その最小空室稼働力と最大空室稼働力を記載すること。

(記載例) PNE 18 (固定減衰器使用, 0.25M)

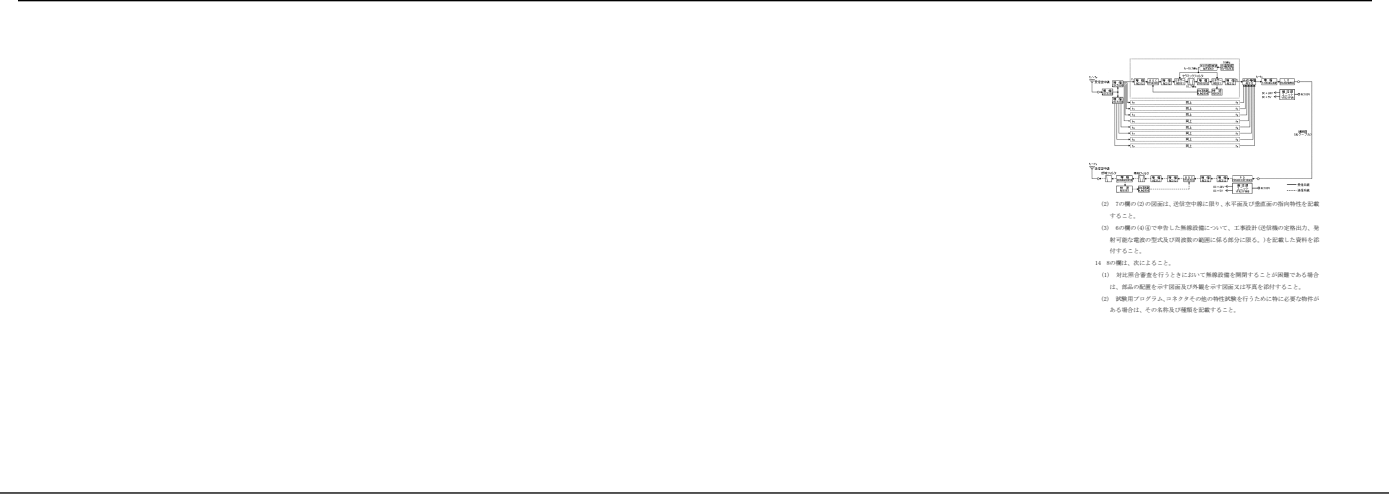
圧縮 0.001MPaより0.25MPaまで(可変減衰器使用)

X78 0.18 (固定減資額使用, 0.008)

(注：図例)

※ 地上系第1環路37号と地上系第27号の間に規定する地上系幹線送電に規定するための無損設置の場合

イ 地上系第1環路37号の間に規定する地上系幹線送電に規定するための無損設置の場合



別表第三号 工事設計認証の審査（第十七条及び第三十三条関係）

第十七条及び第三十三条の工事設計認証の審査は、次に掲げるところにより行うものとする。

一 工事設計の審査

工事設計認証の求めに係る特定無線設備の工事設計書に記載された工事設計の内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて審査を行う。

二 対比照合審査及び特性試験

別表第一号一（二）及び（三）並びに三の規定は、工事設計認証の求めに係る工事設計（当該求めに係る確認の方法を含む。）に基づく一の特定無線設備の審査又は当該一の特定無線設備の試験結果を記載した書面及び写真等の審査について準用する。

三 確認の方法の審査

工事設計認証に係る確認方法書（特定無線設備がその工事設計に合致することの確認の方法に係る別表第四号に掲げる事項その他必要な事項を記載した書類又はこれに類するものであつて、特定無線設備の取扱いに係る工場等の全部が別表第四号に掲げる事項のすべてに適合していることを証するものとして登録証明機関又は承認証明機関が認める書類をいう。以下同じ。）及び工事設計認証の求めに係る工事設計（当該求めに係る確認の方法を含む。）に基づく一の特定無線設備により、工事設計認証の求めに係る工事設計に基づく特定無線設備のいづれもが当該工事設計に合致するものとなることを確保することができるとかどうかについて適切に審査を行う。ただし、二において準用する別表第一号三の規定により当該一の申込設備が提出されなかつた場合は、工事設計認証に係る確認方法書並びに試験結果を記載した書類及び写真等により審査を行うことができる。

別表第四号 工事設計認証に係る確認方法書の記載事項（第十七条及び第三十三条関係）

工事設計認証に係る確認方法書の記載事項は、次表に掲げる事項その他必要な事項とする。

事項	記載内容
----	------

二 組織並びに管（以下「工事設計合致義務」という。）	法第三十八条の二十五第一項の義務者に管（以下「工事設計合致義務」という。）理者のを履行するために必要な業務を管理責任及び、実行し、検証するための組織並びに権限	二 工事設計合致義務を履行するために必要となる特定無線設備の取扱いにおける管義務を理方法に関する規程が具体的かつ体系履行す的に文書として整備され、それに基づるためき工事設計合致義務が適切に履行される管理することの説明	三 特定無線設備の検査手順その他検査に関する規程が文書として整備され、それに基づき検査が適切に行われることの説明	四 測定器特定無線設備の検査に必要な測定器その他の他の設備の管理に関する規程が文書の設備として整備され、それに基づき測定器の管理その他の設備の管理が適切に行われることの説明	五 その他
別表第五号 技術基準適合自己確認の検証の方法（第三十九条関係）	第三十九条第一項の技術基準適合自己確認の検証は、次に掲げる方法により行うものとする。	一 工事設計の検証 技術基準適合自己確認に係る特別特定無線設備（以下この表において「確認設備」という。）の工事設計書に記載された工事設計の内容が技術基準に適合するものであるかどうかについて検証を行う。	二 特性試験 確認設備について、次に従つて試験を行い、かつ、技術基準に適合するものであるかどうかについて検証を行う。	（1）別表第一号一（三）ア、イ及びウの規定は、確認設備の検証について準用する。この場合において、同（三）中「特定無線設備」とあるのは「特別特定無線設備」と、「申込設備」とあるのは「確認設備」と、「登録証明機関が」とある	

のは「法第三十八条の三十三第二項の検証を行う製造業者又は輸入業者が」と、「審査」とあるのは「検証」と読み替えるものとする。

（2）試験を行うときは、法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年（第三条の二の測定器その他の設備にあつては、同条の表の上欄に掲げる測定器その他の設備ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる期間とする。）以内のものに限る。）を使用しなければならない。

（3）試験の一部（輸入業者にあつては、全部又は一部）を他の者に委託する場合は、当該試験の実施に関する十分な経験及び技術的能力を有する者に委託するとともに、当該受託者と当該試験の適正な実施を確保するため、次に掲げる事項を取り決めなければならない。

ア 別表第一号一（三）に定める試験の方法と同じ方法によつて試験が行われることの確認に関する事項
イ 法別表第三の下欄に掲げる測定器その他の設備であつて、法第二十四条の二第四項第二号イからニまでのいずれかに掲げる較正等を受けたもの（その較正等を受けた日の属する月の翌月の一日から起算して一年以内のものに限る。）を使用して試験が行われることの確認に関する事項

ウ その他当該試験の適正な実施を確保するために必要な事項

（4）試験を他の者に委託した場合は、当該委託した試験の結果が（三）の取決めに従つて適正に得られたものであることを検証しなければならない。

三 確認の方法の検証

技術基準適合自己確認に係る確認方法書（特別特定無線設備がその工事設計に合致することの確認の方法に係る別表第六号に定める事項を記載した書類又はこれに類するものであつて、特別特定無線設備の製造又は輸入に係る工場等の全部が別表第六号に掲

げる事項のすべてに適合していることを証するものとして自ら確認する書類をいう。以下同じ。）を作成し、当該技術基準適合自己確認に係る確認方法書及び技術基準適合自己確認に係る工事設計に基づく一の特別特定無線設備により、技術基準適合自己確認に係る工事設計に基づく特別特定無線設備のいづれもが当該工事設計に合致するものとなることを確保することができるとかどうかについて検証を行う。

別表第六号 技術基準適合自己確認に係る確認方法書の記載事項（第三十九条関係）

別表第四号の規定は、技術基準適合自己確認に係る確認方法書の記載事項について準用する。この場合において、同表中「法第三十八条の二十五」とあるのは「法第三十八條の三十四」と、「特定無線設備」とあるのは「特別特定無線設備」と、「取扱い」とあるのは「製造又は輸入」と読み替えるものとする。

第28巻号(第1巻、第21巻、第29巻及び第31巻を除く)		第29巻及び第31巻を除く	
発行所等の住所番		年 月 日	
都府県	期	郵便番号	
		〒	
		(ふりがな)	
		氏 名 (法人にあつては、	
		代表及び代表者の氏名)	
		電話番号	
		登録番号	

第28巻の496号
第28巻の548号において標準とする同誌第28巻の496号
第28巻の548号において標準とする同誌第28巻の496号
第28巻の548号において標準とする同誌第28巻の496号
第28巻の548号において標準とする同誌第28巻の496号

発行所の所在地を明記してください。

注 1 「実用」の大きさは、日本郵便規格に定めA4用紙とする。

新入式部(第11巻、第12巻、第2巻及び第3巻)		年	月	日
新入式部	姓	氏名		
		住 所		
		(ふりがな)		
		氏名(長兄にあつては、 長兄の氏名(代表者の氏名))		
		電話番号		
		登録番号		
職名	新入式部の役員 新入式部の役員として推薦する同級生(新入式部の役員として推薦する同級生)の氏名(長兄にあつては、 長兄の氏名(代表者の氏名))	新入式部の役員として推薦する同級生(新入式部の役員として推薦する同級生)の氏名(長兄にあつては、 長兄の氏名(代表者の氏名))	の氏名により、変更 される。	
	更新の推薦理由を記す。下記のように入力して下さい。			

[illegible][illegible]

